

# 奈良市公報

第 3 4 4 号

(平成29年8月分)

平成29年10月24日印刷発行  
発行所 奈良市役所  
発行人 奈良市長  
編集人 法務ガバナンス課長  
印刷所 株式会社 春日

## 目次

### 条 例

- 奈良市議会委員会条例の一部を改正する条例……………2
- 奈良市営住宅等空家入居者の募集……………2
- 予防接種の実施の一部改正……………2
- 一般競争入札の実施（5件）……………2
- 介護保険法の規定による指定居宅サービス事業者等の指定……………3
- 認可地縁団体からの告示事項の変更の届出（2件）…3
- 一般競争入札の実施（3件）……………4
- 道路の位置指定の一部改正……………4
- 住居番号の設定……………5
- 障害者総合支援法に規定する指定自立支援医療機関の指定……………5
- 障害者総合支援法に規定する指定障害福祉サービス事業者の指定……………5
- 障害者総合支援法に規定する指定障害福祉サービス事業者の廃止……………5
- 街区の区域の変更……………6
- 開発行為に関する工事の完了……………6
- 放置自転車等の保管……………6
- 差押調書の公示送達……………6
- 生活保護法の規定による施術者からの事業の廃止の届出……………6
- 生活保護法の規定による施術者の指定……………7
- 放置自転車等の保管……………7
- 奈良市個人情報保護条例の規定により口頭により開示請求できる個人情報等……………7
- 開発行為に関する工事の完了……………7
- 奈良市私立幼稚園運営費補助金交付要綱……………8
- 放置自転車等の保管……………8
- 生活保護法の規定による指定医療機関からの事業の廃止の届出……………9
- 生活保護法の規定による医療機関の指定……………9
- 生活保護法の規定による指定介護機関からの事業の休止の届出……………9
- 生活保護法の規定による指定介護機関からの事業の再開の届出……………9
- 生活保護法の規定による介護扶助機関の指定……………10
- 生活保護法の規定による施術者の指定……………10
- 道路の位置指定……………10

### 告 示

- 奈良市議会臨時会の招集……………11
- 身体障害者福祉法に規定する医師の指定（2件）……………11
- 開発行為に関する工事の完了（2件）……………11
- 指定管理者の公募……………12
- 一般競争入札の実施……………13
- 放置自転車等の保管（2件）……………13
- 土地改良事業の申請……………13
- 指定管理者の公募……………14
- 奈良市防犯カメラ設置要綱……………14
- 奈良市防犯カメラ設置補助金交付要綱……………17
- 指定管理者の公募（2件）……………23
- 道路の区域変更……………24
- 道路の供用開始……………24
- 一般競争入札の実施……………24
- 放置自転車等の保管……………25
- 一般競争入札の中止……………25
- 一般競争入札の実施……………25
- 生活保護法の規定による介護扶助機関の指定……………25
- 指定管理者の公募……………26
- 放置自転車等の保管……………28
- 開発行為に関する工事の完了……………28
- 放置自転車等の保管……………29
- 差押調書の公示送達……………29
- 放置自転車等の保管……………29
- 開発行為に関する工事の完了……………29
- 指定管理者の公募……………29
- 一般競争入札の実施……………29
- 開発行為に関する工事の完了……………30
- 指定管理者の公募（2件）……………30
- 一般競争入札の実施……………32
- 奈良市議会定例会の招集……………32

### 訓 令 甲

- 職員の人事記録の作成及び保管等に関する規程の一部を改正する訓令……………32

### 公 営 企 業

- 下水道事業受益者負担金の賦課対象区域……………32
- 公共下水道の供用及び下水の処理の開始……………33
- 農業集落排水処理施設の供用の開始……………33
- 奈良市水道事業給水条例施行規程の一部を改正する規程……………33
- 奈良市下水道条例施行規程の一部を改正する規程……………34
- 奈良市農業集落排水処理施設条例施行規程の一部を改正する規程……………34

### 教 育 委 員 会

- 定例教育委員会の開催……………35
- 指定管理者の公募……………35
- 農 業 委 員 会**
- 農業委員会総会の招集……………36
- 議 会**
- 議会議長の当選……………36
- 議会副議長の当選……………36
- 議会運営委員会の委員の選任……………36
- 議会運営委員会の委員長及び副委員長の当選……………36
- 議会常任委員会の委員の選任……………37
- 議会常任委員会の委員長及び副委員長の当選……………37
- 広報広聴委員会の委員の選任……………37
- 広報広聴委員会の委員長及び副委員長の当選……………37
- 山辺環境衛生組合の議会の議員の当選……………38

## 条 例

奈良市議会委員会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年 8月18日

奈良市長 仲 川 元 庸

### 奈良市条例第30号

奈良市議会委員会条例の一部を改正する条例

奈良市議会委員会条例（昭和49年奈良市条例第52号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「12人」を「11人」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（平成29年 8月18日揭示済）

## 告 示

### 奈良市告示第515号

奈良市営住宅等空家入居者を次のとおり募集します。

平成29年 8月 1日

奈良市長 仲 川 元 庸

次のとおり省略

（平成29年 8月 1日揭示済）

### 奈良市告示第516号

平成29年奈良市告示第208号（予防接種の実施）の一部を次のように改正する。

平成29年 8月 1日

奈良市長 仲 川 元 庸

次のよう省略

（平成29年 8月 1日揭示済）

### 奈良市告示第517号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び奈良市契約規則（昭和40年奈良市規則第43号）第2条の規定に

より公告します。

平成29年 8月 1日

奈良市長 仲 川 元 庸

#### 1 入札に付する事項

- (1) 業 務 名 平成29年度奈良市航空写真撮影データ作成業務委託
  - (2) 業務場所 奈良市内一円
  - (3) 業務期間 契約の日から平成30年 2月28日まで
  - (4) 業務概要 奈良市全域の航空写真撮影、デジタルオルソ画像作成及び家屋の経年異動判読業務
- ※詳細については「業務委託仕様書」を参照してください。

以下省略

（平成29年 8月 1日揭示済）

### 奈良市告示第518号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び奈良市契約規則（昭和40年奈良市規則第43号）第2条の規定により公告します。

平成29年 8月 1日

奈良市長 仲 川 元 庸

#### 1 入札に付する事項

- (1) 工 事 名 衛生浄化センター中央監視装置更新工事
- (2) 工事場所 奈良市大安寺西二丁目281番地
- (3) 工事期間 契約の日から平成30年 3月 9日まで
- (4) 工事概要 中央監視装置更新工事一式
- (5) 予定価格 31,383千円  
(消費税及び地方消費税を除く。)
- (6) 最低制限基準価格 26,401千円  
(消費税及び地方消費税を除く。)

以下省略

（平成29年 8月 1日揭示済）

### 奈良市告示第519号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び奈良市契約規則（昭和40年奈良市規則第43号）第2条の規定により公告します。

平成29年 8月 1日

奈良市長 仲 川 元 庸

#### 1 入札に付する事項

- (1) 業 務 名 J R奈良駅南特定土地区画整理事業支障物件調査業務委託（その4）
- (2) 業務場所 奈良市大森西町地内
- (3) 業務期間 契約の日から平成30年 1月31日まで
- (4) 業務概要 準備打合せ一式 建物調査一式  
工作物調査一式  
居住者、動産、その他通損に関する調査一式  
移転工法案の作成一式

- (5) 予定価格 3,170千円  
(消費税及び地方消費税を除く。)
  - (6) 最低制限基準価格 2,329千円  
(消費税及び地方消費税を除く。)
- 以下省略  
(平成29年8月1日揭示済)

**奈良市告示第520号**

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び奈良市契約規則(昭和40年奈良市規則第43号)第2条の規定により公告します。

平成29年8月1日

奈良市長 仲川元庸

1 入札に付する事項

- (1) 業務名 JR奈良駅南特定土地区画整理事業支障物件調査業務委託(その5)
- (2) 業務場所 奈良市大森西町地内
- (3) 業務期間 契約の日から平成30年2月28日まで
- (4) 業務概要 準備打合せ一式 建物調査一式  
工作物調査一式  
居住者、動産、その他通損に関する調査一式  
借家人補償一式 移転工法案の作成一式
- (5) 予定価格 9,380千円  
(消費税及び地方消費税を除く。)
- (6) 最低制限基準価格 6,882千円  
(消費税及び地方消費税を除く。)

以下省略

(平成29年8月1日揭示済)

**奈良市告示第521号**

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び奈良市契約規則(昭和40年奈良市規則第43号)第2条の規定により公告します。

平成29年8月1日

奈良市長 仲川元庸

1 入札に付する事項

- (1) 工事名 京終駅復元工事(第1期)
- (2) 工事場所 奈良市南京終町211番地他
- (3) 工事期間 契約の日から平成29年12月10日まで
- (4) 工事概要 建築工事一式 電気設備工事一式
- (5) 予定価格 8,930千円  
(消費税及び地方消費税を除く。)
- (6) 最低制限基準価格 7,308千円  
(消費税及び地方消費税を除く。)

以下省略

(平成29年8月1日揭示済)

**奈良市告示第522号**

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項、第46条第1項及び第53条第1項の規定により、指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者及び指定介護予防サービス事業者を指定しましたので、同法第78条第1号、第85条第1号及び第115条の10第1号の規定により公示します。

平成29年8月1日

奈良市長 仲川元庸

事業所番号	事業所		事業者		指定期間 年月日
	所在地	名称	法人所在地	法人名	
2970107658	奈良市南紀寺町一丁目198番地の14	ケアプランセンター真秀良	奈良市南紀寺町一丁目198番地の14	株式会社真秀良	平成29年8月1日
2960197214	奈良市押熊町1110-1	訪問看護ステーションこもれび	奈良市中山町7番地の1	有限会社エイジング	平成29年8月1日
2970107666	奈良市大宮町三丁目4番10号矢笠ハイツ304号	ヘルスケアサポート新大宮ちしろ	奈良市大宮町三丁目4番10号矢笠ハイツ304号	株式会社ヘルスケアサポート新大宮ちしろ	平成29年8月1日

(平成29年8月1日揭示済)

**奈良市告示第523号**

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2第11項の規定により大慈仙町自治会から告示した事項の変更の届出がありましたので、同条第10項の規定により次のとおり告示します。

平成29年8月1日

奈良市長 仲川元庸

変更があった事項及びその内容

1 回目

変更事項	変更前	変更後
代表者の氏名及び住所	大谷 金男 奈良市大慈仙町739番地	大谷 直孝 奈良市大慈仙町1103番地

変更の年月日 平成27年4月1日

2回目

変更事項	変更前	変更後
代表者の氏名及び住所	大谷 直孝 奈良市大慈仙町 1103番地	中西 貞信 奈良市大慈仙町 481番地の3

変更の年月日 平成27年9月1日

3回目

変更事項	変更前	変更後
代表者の氏名及び住所	中西 貞信 奈良市大慈仙町 481番地の3	大西 衛 奈良市大慈仙町 459番地

変更の年月日 平成29年4月1日

(平成29年8月1日掲示済)

**奈良市告示第524号**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により別所町自治会から告示した事項の変更の届出がありましたので、同条第10項の規定により次のとおり告示します。

平成29年8月1日

奈良市長 仲川 元庸

1 変更があった事項及びその内容

変更事項	変更前	変更後
代表者の氏名及び住所	今西 清 奈良市別所町 552番地	南 善嗣 奈良市別所町 546番地

2 変更の年月日

平成29年4月1日

(平成29年8月1日掲示済)

**奈良市告示第525号**

次のとおり電子入札による一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び奈良市契約規則（昭和40年奈良市規則第43号）第2条の規定により公告します。

平成29年8月1日

奈良市長 仲川 元庸

1 入札に付する事項

J R 奈良駅南特定土地区画整理事業農地整備工事ほか16件（各工事の工事件名、工事場所、工期、工事概要、予定価格、最低制限基準価格及び最低制限モデル型算出価格は別表のとおり）

以下省略

(平成29年8月1日掲示済)

**奈良市告示第526号**

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び奈良

市契約規則（昭和40年奈良市規則第43号）第2条の規定により公告します。

平成29年8月2日

奈良市長 仲川 元庸

1 入札に付する事項

- (1) 物件名 奈良市公用自動車賃貸借
- (2) 詳細 別紙仕様書のとおり
- (3) 契約期間 平成29年11月1日から平成34年10月31日まで
- (4) 納入場所 奈良市二条大路南一丁目1番1号  
奈良市役所
- (5) 納入期日 平成29年11月1日
- (6) 担当課 奈良市総務部総務課  
電話 0742-34-4857

以下省略

(平成29年8月2日掲示済)

**奈良市告示第527号**

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び奈良市契約規則（昭和40年奈良市規則第43号）第2条の規定により公告します。

平成29年8月2日

奈良市長 仲川 元庸

1 入札に付する事項

- (1) 業務名 奈良市道路台帳補正業務
- (2) 詳細 別紙仕様書のとおり
- (3) 業務場所 別紙仕様書のとおり
- (4) 業務期間 契約の日から平成30年3月9日（金）まで
- (5) 担当課 奈良市建設部土木管理課  
電話 0742-34-4893

以下省略

(平成29年8月2日掲示済)

**奈良市告示第528号**

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により指定された道路（昭和37年奈良県告示第179号 指定番号 第4号の10）の一部を次のとおり廃止したので建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条の規定により公告します。

平成29年8月2日

奈良市長 仲川 元庸

申請者住所	大阪市中央区常盤町二丁目2番13号			<b>奈良市告示第529号</b>			
申請者氏名	東海建物株式会社 代表取締役 利本 保徳			奈良市住居表示に関する条例（昭和42年奈良市条例第21号）第3条の規定により、次のとおり住居番号をつけたので、同条第4項の規定により告示します。			
廃止する道路の位置	奈良市西大寺栄町2310番の一部及び2314番2			平成29年8月2日			
廃止する道路の幅員	最大4.00m 最小4.00m			奈良市長 仲川 元庸			
廃止する道路の延長	90.00m			次のとおり省略 (平成29年8月2日揭示済)			
廃止年月日	平成29年8月2日			<b>奈良市告示第530号</b>			
廃止番号	第H2903号			障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項に規定する指定自立支援医療機関として下記のとおり指定したので、同法第69条第1号の規定に基づき告示します。			
				平成29年8月2日			
				奈良市長 仲川 元庸			
指定年月日	医療機関名	所在地		開設者氏名			
平成29年8月1日	訪問看護ステーション なでしこ	奈良市学園大和町五丁目16 十六セ ンビル1階		社会福祉法人 松本快生会 理事長 松本 宗明			
				(平成29年8月2日揭示済)			
<b>奈良市告示第531号</b>				指定障害福祉サービス事業者を指定しましたので、同法第51条第1号の規定に基づき告示します。			
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項に規定する 1 指定年月日 平成29年8月1日				平成29年8月2日 奈良市長 仲川 元庸			
事業所番号	事業者			事業所			サービス種類
	名称	郵便番号	住所	名称	郵便番号	住所	
2910102686	株式会社ルピナス	590-0434	大阪府泉南郡熊取町小谷北一丁目18番32号	ヘルパーステーションルピナス	630-8115	奈良県奈良市大宮町四丁目275番地の5 森村第2ビル303号室	居宅介護 重度訪問介護 同行援護
2920100308	株式会社寧楽	631-0801	奈良県奈良市左京3丁目21番地の16	寧楽	631-0801	奈良県奈良市左京3丁目21番地の16	共同生活援助
2910102546	株式会社SHARA	630-8144	奈良県奈良市東九条町1115番地の16	就労支援もいろいろ	630-8141	奈良県奈良市南京終町713番地の1	就労継続支援 B型
				(平成29年8月2日揭示済)			
<b>奈良市告示第532号</b>				指定障害福祉サービス事業者を廃止しましたので、同法第51条第2号の規定に基づき告示します。			
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項に規定する 1 廃止年月日 平成29年7月31日				平成29年8月2日 奈良市長 仲川 元庸			
事業所番号	事業者			事業所			サービス種類
	名称	郵便番号	住所	名称	郵便番号	住所	
2910100078	株式会社ひまわりの会	631-0004	奈良県奈良市登美ヶ丘二丁目2番15号	ぼれぼれ奈良公園	630-8291	奈良県奈良市西笹鉦町40番地	居宅介護 重度訪問介護 同行援護
2920100068	社会福祉法人わたぼうしの会	630-8044	奈良県奈良市六条西3丁目25番4号	寧楽	631-0801	奈良県奈良市左京3丁目21番地の16	共同生活援助

(平成29年8月2日揭示済)

**奈良市告示第533号**

奈良市住居表示に関する条例（昭和42年奈良市条例第21号）第2条の規定により、街区の区域を次のとおり変更します。

平成29年8月3日

奈良市長 仲川元庸

- 1 変更の年月日  
平成29年8月3日
- 2 街区の区域
  - ・西大寺南町の一部（昭和45年12月1日住居表示実施）別図1を別図2に示すとおり変更します。
  - 2街区の一部を11街区に編入
  - 1街区の一部を3街区に編入

別図1及び別図2省略

(平成29年8月3日揭示済)

**奈良市告示第534号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、当該開発区域を表示した図書は、奈良市都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供します。

平成29年8月3日

奈良市長 仲川元庸

- 1 許可の年月日及び番号  
平成29年2月8日 奈良市指令整開 第16A-44号  
平成29年7月5日 奈良市指令整開 第16A-44-1号
- 2 検査済証の交付年月日及び番号  
開発行為 平成29年8月3日 第1581号  
公共施設 平成29年8月3日 第759号
- 3 開発区域に含まれる地域  
奈良市石木町53番1の一部及び114番の一部
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
大阪府東大阪市日下町六丁目5番35号  
株式会社サポート住建 代表取締役 高橋 悟
- 5 公共施設の種類、位置及び区域
  - (1) 道路  
奈良市石木町53番1の一部及び114番の一部
  - (2) 下水道  
奈良市石木町53番1の一部及び114番の一部
  - (3) 下水道用地  
奈良市石木町114番の一部

(平成29年8月3日揭示済)

**奈良市告示第535号**

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管し

たので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成29年8月3日

奈良市長 仲川元庸

- 1 移動理由  
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 2 移動年月日  
平成29年8月3日
- 3 移動対象区域  
JR奈良駅周辺、近鉄大和西大寺駅周辺、近鉄西ノ京駅周辺及び近鉄平城駅周辺自転車等放置禁止区域
- 4 保管場所  
奈良市大安寺西二丁目288-1  
奈良市自転車等保管施設
- 5 引取期間  
告示日から60日間。ただし、奈良市の休日を定める条例（平成元年奈良市条例第3号）第1条第1項に規定する市の休日（毎月の第2及び第4土曜日を除く。）を除く。
- 6 引取時間  
午前9時から午後4時30分まで
- 7 引取りのための必要事項
  - (1) 印鑑、自転車等の鍵並びに住所及び氏名を確認できるもの（学生証・運転免許証・保険証等）をお持ちください。
  - (2) 次のとおり移動及び保管に要した費用を徴収します。
 

ア 移動費	自転車	2,000円
	原動機付自転車	4,000円
イ 保管費	1,000円	（ただし、移動日から14日以内は無料）
- 8 連絡先 奈良市市民生活部 交通政策課  
電話0742-34-1111代表

(平成29年8月3日揭示済)

**奈良市告示第536号**

国税徴収法（昭和34年法律第147号）第54条の規定に基づく差押調書（贍本）については、その送達を受けるべき者の住所等が不明のため送達することができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により、次のとおり公示送達します。

なお、この公示送達に係る関係書類は、財務部滞納整理課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付します。

平成29年8月3日

奈良市長 仲川元庸

- 1 送達をすべき文書  
差押調書（贍本）
- 2 送達を受けるべき者  
省略

(平成29年8月3日揭示済)

**奈良市告示第537号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第2項において準用する同法第50条の2の規定により施術者から事業を廃止した旨の届出がありましたので、同法第55条の3の

規定により次のとおり告示します。

平成29年8月4日

奈良市長 仲川元庸

指定施術者の氏名		廃止した施術の種類	廃止年月日
施術所の名称	施術所の所在地		
池田 善徳		あんま	平成29年7月20日
訪問マッサージ祥あん	奈良県奈良市東登美ヶ丘一丁目5番16-1号		
藤本 佳延			
訪問マッサージ祥あん	奈良県奈良市東登美ヶ丘一丁目5番16-1号	あんま	平成29年7月20日
山本 幸吉			
訪問マッサージ祥あん	奈良県奈良市東登美ヶ丘一丁目5番16-1号		

(平成29年8月4日揭示済)

**奈良市告示第538号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項の規

定により施術者の指定をしましたので、同法第55条の3の規定により次のとおり告示します。

平成29年8月4日

奈良市長 仲川元庸

指定施術者の氏名		施術の種類	指定年月日
施術所の名称	施術所の所在地		
大川 昌		あんま	平成29年7月20日
訪問マッサージ祥あん	奈良県奈良市東登美ヶ丘一丁目5番16-1号		

(平成29年8月4日揭示済)

**奈良市告示第539号**

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成29年8月4日

奈良市長 仲川元庸

1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日

平成29年8月4日

3 移動対象区域

近鉄奈良駅周辺、近鉄学園前駅周辺、近鉄富雄駅周辺及び近鉄菖蒲池駅周辺自転車等放置禁止区域  
以下省略

(平成29年8月4日揭示済)

**奈良市告示第540号**

奈良市個人情報保護条例（平成21年奈良市条例第51号）第25条の規定により、口頭により開示請求ができる保有個人情報を次のとおり定めたので、奈良市個人情報保護条例施行規則（平成21年奈良市規則第79号）第17条の規定に基

づき告示します。

平成29年8月4日

奈良市長 仲川元庸

試験等の名称	奈良市地域おこし協力隊任用試験
口頭により開示請求をすることができる保有個人情報の内容	各試験における総合順位及び総合得点
開示する期間	第1次試験の合格発表日から当該年度の3月31日まで
開示する場所	東部出張所

(平成29年8月4日揭示済)

**奈良市告示第541号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、当該開発区域を表示した図書は、奈良市都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供します。

平成29年8月4日

奈良市長 仲川元庸

1 許可の年月日及び番号

平成28年9月5日 奈良市指令整開 第16A-17号

平成29年7月7日 奈良市指令整開

第16A-17-1号

- 2 検査済証の交付年月日及び番号  
開発行為 平成29年8月4日 第1582号  
公共施設 平成29年8月4日 第760号
- 3 開発区域に含まれる地域  
奈良市六条西五丁目1391番1及び1395番
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
奈良県磯城郡川西町大字結崎489番地の13  
さくらホーム株式会社 代表取締役 家永 哲夫  
奈良県橿原市中曾司町233番地4  
有限会社前川ホーム 代表取締役 前川 正文
- 5 公共施設の種類、位置及び区域
  - (1) 道路  
奈良市六条西五丁目1391番1の一部
  - (2) 下水道  
奈良市六条西五丁目1391番1の一部
  - (3) 公園  
奈良市六条西五丁目1391番1の一部
  - (4) 調整池  
奈良市六条西五丁目1391番1の一部

(平成29年8月4日掲示済)

**奈良市告示第542号**

奈良市私立幼稚園運営費補助金交付要綱を次のように定める。

平成29年8月7日

奈良市長 仲川 元庸

奈良市私立幼稚園運営費補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市内に存する私立幼稚園の教育条件の維持向上及び私立幼稚園に通園する幼児に係る就園上の経済的負担の軽減を図るとともに、幼稚園経営の健全性を高めることにより私立幼稚園の健全な発展に資するため、私立幼稚園の設置者（以下「設置者」という。）に対し、奈良市私立幼稚園運営費補助金（以下「補助金」という。）を予算の範囲内で交付するものとし、その交付については、奈良市補助金等交付規則（昭和59年奈良市規則第23号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 私立幼稚園 私立学校法（昭和24年法律第270号）第3条に規定する学校法人が、学校教育法（昭和22年法律第26号）第4条第1項の規定による認可を受けて、本市に設置する幼稚園をいう。
- (2) 園児 当該年度の5月1日における私立幼稚園の在籍幼児のうち、満3歳児、3歳児、4歳児及び5歳児をいう。
- (3) 教員 当該年度の5月1日における私立幼稚園専任の教職員のことをいい、事務職員、用務職員、非常勤

職員、兼務職員及び休職者を含まない。

(補助対象経費及び補助金の額)

第3条 補助対象経費は、私立幼稚園における教育に要する経費のうち、人件費、教育研究費、管理経費及び設備費に関する経費とする。

2 補助金の額は、別表総園児数の欄に掲げる人数に応じ、それぞれ同表補助額の欄に定める額、市内在住の園児の数に8,500円を乗じて得た額及び教員の数に35,000円を乗じて得た額の合計額とする。ただし、補助対象経費の合計額を上限とする。

(交付申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする設置者（以下「申請者」という。）は、規則第4条第1項に規定する補助金等交付申請書に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 私立幼稚園の収支予算書
- (3) 私立幼稚園の前年度の決算書
- (4) 園則
- (5) その他市長が必要と認める書類

(指示及び検査)

第5条 市長は、前条の規定による通知を受けた申請者（以下「補助事業者」という。）に対し、必要な指示をし、又は書類、帳簿等の検査を行うことができる。

(帳簿等の保管等)

第6条 補助金の交付を受けた補助事業者は、補助金の収支に関する帳簿を備え、領収書等の関係書類を整理し、補助金の交付を受けた年度終了後5年間は、これを保管しなければならない。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、別に市長が定める。

附 則

この告示は、平成29年8月7日から施行し、平成29年度の予算に係る補助金から適用する。

別表（第3条関係）

総園児数	補助額
～100人	290,000円
101人～150人	340,000円
151人～200人	390,000円
201人～250人	440,000円
251人～300人	490,000円
301人～	540,000円

(平成29年8月7日掲示済)

**奈良市告示第543号**

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管し



たので、同条例第10条第1項の規定により告示します。  
平成29年8月8日

奈良市長 仲川元庸

- 1 移動理由  
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 2 移動年月日  
平成29年8月8日
- 3 移動対象区域  
近鉄奈良駅周辺、近鉄新大宮駅周辺及び近鉄高の原駅  
周辺自転車等放置禁止区域

以下省略

(平成29年8月8日揭示済)

**奈良市告示第544号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により指定医療機関から事業を廃止した旨の届出がありましたので、同法第55条の3の規定により次のとおり告示します。

平成29年8月9日

奈良市長 仲川元庸

医療機関の名称	医療機関の所在地	廃止年月日
ブランカ歯科医院	奈良県奈良市二条大路南一丁目3-1 イトーヨーカドー奈良店5階	平成29年6月30日

(平成29年8月9日揭示済)

**奈良市告示第545号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定によ

り医療機関を指定しましたので、同法第55条の3の規定により告示します。

平成29年8月9日

奈良市長 仲川元庸

医療機関の名称	医療機関の所在地	指定年月日
ブランカ歯科医院	奈良県奈良市芝辻町四丁目1番1号 カーサフラッシュナカイ1階	平成29年7月1日

(平成29年8月9日揭示済)

**奈良市告示第546号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項の規定において準用する同法第50条の2の規定により指定

介護機関から事業を休止した旨の届出がありましたので、同法第55条の3の規定により告示します。

平成29年8月9日

奈良市長 仲川元庸

指定介護機関		休止した施設又は休止した事業の種類	休止年月日
名称	所在地		
開設者			
名称	主たる事務所の所在地		
居宅介護支援事業所和	奈良県奈良市法蓮町471番地の1	居宅介護支援事業（介護計画作成）	平成28年3月1日
株式会社 樹	奈良県奈良市法蓮町471番地の1		
居宅介護支援事業所和	奈良県奈良市法蓮町471番地の1	居宅介護支援事業（介護計画作成）	平成29年1月26日
株式会社 樹	奈良県奈良市法蓮町471番地の1		

(平成29年8月9日揭示済)

**奈良市告示第547号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項の規定において準用する同法第50条の2の規定により指定介護機関から事業を再開した旨の届出がありましたので、同法第55条の3の規定により告示します。

平成29年8月9日

奈良市長 仲川元庸

指定介護機関		再開した施設又は再開した事業の種類	再開年月日
名称	所在地		
開設者		施設又は実施する事業の種類	指定年月日
名称	主たる事務所の所在地		
居宅介護支援事業所和	奈良県奈良市法蓮町471番地の1	居宅介護支援事業（介護計画作成）	平成28年9月1日
株式会社 樹	奈良県奈良市法蓮町471番地の1		
(平成29年8月9日揭示済)		とおり指定しましたので、同法第55条の3の規定により告示します。 平成29年8月9日 奈良市長 仲川元庸	
<b>奈良市告示第548号</b> 生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、同法による介護扶助を担当する機関を次の			
指定介護機関		施設又は実施する事業の種類	指定年月日
名称	所在地		
開設者		居宅介護支援事業（介護計画作成）	平成29年8月1日
名称	主たる事務所の所在地		
ケアプランセンター真秀良	奈良県奈良市南紀寺町一丁目198番地の14	居宅介護支援事業（介護計画作成）	平成29年8月1日
株式会社真秀良	奈良県奈良市南紀寺町一丁目198番地の14		
訪問看護ステーションこもれび	奈良県奈良市押熊町1110番地の1	居宅 訪問看護 介護予防 訪問看護	平成29年8月1日
有限会社エイジング	奈良県奈良市中山町7番地の1		
ヘルスケアサポート新大宮ちしろ	奈良県奈良市大宮町三丁目4番10号 矢埜ハイツ304号	居宅介護支援事業（介護計画作成）	平成29年8月1日
株式会社ヘルスケアサポート新大宮ちしろ	奈良県奈良市大宮町三丁目4番10号 矢埜ハイツ304号		
(平成29年8月9日揭示済)		定により施術者の指定をしましたので、同法第55条の3の規定により次のとおり告示します。 平成29年8月9日 奈良市長 仲川元庸	
<b>奈良市告示第549号</b> 生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項の規			
指定施術者の氏名		施術の種類	指定年月日
施術所の名称	施術所の所在地		
春田 匡宣		柔道整復	平成29年7月20日
はるた鍼灸整骨院	奈良県奈良市神殿町282番地の17		
(平成29年8月9日揭示済)			
<b>奈良市告示第550号</b> 建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定したので建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条の規定により公告します。 平成29年8月9日 奈良市長 仲川元庸			

<table border="1"><tr><td>申請者住所</td><td>奈良市芝辻町四丁目6番6</td></tr><tr><td>申請者氏名</td><td>オーエスハウジング株式会社 代表取締役 大奥 英次</td></tr><tr><td>道路の位置</td><td>奈良市三条大路三丁目490番1の一部</td></tr><tr><td>道路の幅員</td><td>最大8.00m 最小4.00m</td></tr><tr><td>道路の延長</td><td>22.99m</td></tr><tr><td>指定年月日</td><td>平成29年8月9日</td></tr><tr><td>指定番号</td><td>第H2902号</td></tr></table> <p>(平成29年8月9日掲示済)</p>	申請者住所	奈良市芝辻町四丁目6番6	申請者氏名	オーエスハウジング株式会社 代表取締役 大奥 英次	道路の位置	奈良市三条大路三丁目490番1の一部	道路の幅員	最大8.00m 最小4.00m	道路の延長	22.99m	指定年月日	平成29年8月9日	指定番号	第H2902号	<p>奈良市長 仲川 元庸 記</p> <ol style="list-style-type: none"><li>1 奈良市議会議長の選挙について</li><li>2 奈良市議会副議長の選挙について</li><li>3 山辺環境衛生組合議会議員の選挙について</li><li>4 市長専決処分の報告について</li><li>5 財産の取得について</li><li>6 監査委員の選任について</li></ol> <p>(平成29年8月10日掲示済)</p> <p><b>奈良市告示第552号</b> 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項に規定する医師として次のとおり指定したので、奈良市身体障害者福祉法施行細則（昭和62年奈良市規則第29号）第3条の規定により告示します。 平成29年8月10日 奈良市長 仲川 元庸</p>
申請者住所	奈良市芝辻町四丁目6番6														
申請者氏名	オーエスハウジング株式会社 代表取締役 大奥 英次														
道路の位置	奈良市三条大路三丁目490番1の一部														
道路の幅員	最大8.00m 最小4.00m														
道路の延長	22.99m														
指定年月日	平成29年8月9日														
指定番号	第H2902号														
<p><b>奈良市告示第551号</b> 次に掲げる事件を付議するため、平成29年8月17日奈良市議事堂に奈良市議会臨時会を招集します。 平成29年8月10日</p>															
<table border="1"><thead><tr><th>指定日</th><th>医師の氏名</th><th>医療機関の名称</th><th>医療機関の所在地</th><th>診療科目 (障害名)</th></tr></thead><tbody><tr><td>平成29年 8月3日</td><td>島田 弘法</td><td>医療法人康仁会 西の京病院</td><td>奈良市六条町102-1</td><td>内科 (じん臓機能障害)</td></tr></tbody></table> <p>(平成29年8月10日掲示済)</p>	指定日	医師の氏名	医療機関の名称	医療機関の所在地	診療科目 (障害名)	平成29年 8月3日	島田 弘法	医療法人康仁会 西の京病院	奈良市六条町102-1	内科 (じん臓機能障害)	<p>身体障害者福祉法施行細則（昭和62年奈良市規則第29号）第3条の規定により告示します。 平成29年8月10日 奈良市長 仲川 元庸</p>				
指定日	医師の氏名	医療機関の名称	医療機関の所在地	診療科目 (障害名)											
平成29年 8月3日	島田 弘法	医療法人康仁会 西の京病院	奈良市六条町102-1	内科 (じん臓機能障害)											
<p><b>奈良市告示第553号</b> 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項に規定する医師として次のとおり指定したので、奈良市</p>															
<table border="1"><thead><tr><th>指定日</th><th>医師の氏名</th><th>医療機関の名称</th><th>医療機関の所在地</th><th>診療科目 (障害名)</th></tr></thead><tbody><tr><td>平成29年 8月3日</td><td>島田 弘法</td><td>医療法人康仁会 西の京病院</td><td>奈良市六条町102-1</td><td>内科 (肢体不自由)</td></tr></tbody></table> <p>(平成29年8月10日掲示済)</p>	指定日	医師の氏名	医療機関の名称	医療機関の所在地	診療科目 (障害名)	平成29年 8月3日	島田 弘法	医療法人康仁会 西の京病院	奈良市六条町102-1	内科 (肢体不自由)	<ol style="list-style-type: none"><li>2 検査済証の交付年月日及び番号 発行行為 平成29年8月10日 第1583号 公共施設 平成29年8月10日 第761号</li><li>3 開発区域に含まれる地域 奈良市菅原町689番11、691番18、692番、693番1、693番2、705番、706番、707番、708番1、708番2、709番1、709番2、711番、712番、713番、718番1の一部、719番1の一部、719番2の一部、719番3、720番、721番1の一部、721番2、722番、723番1、723番2、723番3、724番、725番1、725番2、726番1、726番2、727番、728番、729番1、729番2、729番3、730番1、731番、732番、733番、734番、735番1、735番2、736番、737番1、737番2、737番3、738番1、738番2、739番、740番、741番、742番、743番1、743番2、744番の一部、745番1、745番2、746番の一部、747番、748番1の一部、748番2の一部、751番2、752番、753番、754番、755番、756番、757番、1279番及び1280番並びに宝来町1243番1、1243番2及び1243番3（1工区）</li></ol>				
指定日	医師の氏名	医療機関の名称	医療機関の所在地	診療科目 (障害名)											
平成29年 8月3日	島田 弘法	医療法人康仁会 西の京病院	奈良市六条町102-1	内科 (肢体不自由)											
<p><b>奈良市告示第554号</b> 都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。 なお、当該開発区域を表示した図書は、奈良市都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供します。 平成29年8月10日 奈良市長 仲川 元庸</p> <ol style="list-style-type: none"><li>1 許可の年月日及び番号 平成28年4月22日 奈良市指令都整開 第15A-48号 平成28年6月10日 奈良市指令都整開 第15A-48-1号 平成29年3月28日 奈良市指令都整開 第15A-48-2号 平成29年7月21日 奈良市指令都整開 第15A-48-3号</li></ol>															

## 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名

大阪市中央区瓦町二丁目4番5号  
三都住建株式会社 代表取締役 五十嵐 直秀

## 5 公共施設の種類、位置及び区域

## (1) 道路

奈良市菅原町693番1の一部、693番2、705番の一部、706番の一部、707番の一部、708番1の一部、708番2の一部、709番1の一部、711番の一部、713番の一部、718番1の一部、719番1の一部、719番2の一部、720番の一部、721番2の一部、722番の一部、723番1の一部、723番2の一部、723番3の一部、724番の一部、725番1の一部、725番2の一部、726番1の一部、726番2の一部、727番の一部、728番の一部、729番1の一部、729番2の一部、729番3の一部、731番の一部、732番の一部、733番の一部、734番の一部、735番1の一部、735番2の一部、736番の一部、737番1の一部、737番3の一部、738番1の一部、738番2の一部、739番の一部、740番の一部、743番1の一部、743番2の一部、744番の一部、745番1の一部、745番2の一部、746番の一部、747番の一部、748番1の一部、748番2の一部、751番2の一部、754番の一部、1279番の一部及び1280番並びに宝来町1243番1の一部、1243番2の一部及び1243番3の一部

## (2) 下水道

奈良市菅原町691番18の一部、692番の一部、693番1の一部、705番の一部、706番の一部、708番1の一部、708番2の一部、709番1の一部、711番の一部、719番2の一部、720番の一部、721番2の一部、722番の一部、723番1の一部、723番2の一部、723番3の一部、724番の一部、725番1の一部、725番2の一部、726番2の一部、727番の一部、728番の一部、729番1の一部、729番2の一部、729番3の一部、731番の一部、732番の一部、733番の一部、734番の一部、735番1の一部、735番2の一部、736番の一部、737番3の一部、738番1の一部、738番2の一部、739番の一部、740番の一部、744番の一部、745番1の一部、745番2の一部、746番の一部及び1280番並びに宝来町1243番1の一部及び1243番2の一部

## (3) 公園

奈良市菅原町746番の一部、747番の一部、748番2の一部、751番2の一部、753番の一部、754番の一部、755番の一部、756番の一部及び757番の一部

## (4) 調整池

奈良市菅原町718番1の一部、719番2の一部、720番の一部、721番1の一部及び721番2の一部

## (5) 防火水槽

奈良市菅原町742番の一部、743番1の一部及び743番2の一部

## (6) 排水路敷

奈良市菅原町691番18の一部、692番の一部及び705番の一部

## (7) 歩行者専用通路

奈良市菅原町723番1の一部  
(平成29年8月10日掲示済)

## 奈良市告示第555号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、当該開発区域を表示した図書は、奈良市都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供します。

平成29年8月10日

奈良市長 仲川 元庸

## 1 許可の年月日及び番号

平成29年5月22日 奈良市指令整開 第17A-10号

## 2 検査済証の交付年月日及び番号

開発行為 平成29年8月10日 第1584号

## 3 開発区域に含まれる地域

奈良市秋篠早月町203番1の一部、203番3の一部、203番4の一部、203番5の一部、203番6の一部及び203番7の一部

## 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名

東京都豊島区東池袋三丁目1番1号  
株式会社ファミリーマート  
代表取締役社長 澤田 貴司

(平成29年8月10日掲示済)

## 奈良市告示第556号

奈良市都祁交流センターの指定管理者を公募しますので、奈良市公の施設における指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成17年奈良市条例第85号）第2条の規定により、次のとおり告示します。

平成29年8月14日

奈良市長 仲川 元庸

## 1 公の施設の所在地及び名称

奈良市都祁白石町1133番地  
奈良市都祁交流センター

## 2 指定管理者が行う業務の範囲

- (1) 奈良市都祁交流センターの事業の実施に関すること。
- (2) 奈良市都祁交流センターの使用承認及び使用制限に関すること。
- (3) 奈良市都祁交流センターの施設及び附属設備の維持管理に関すること。
- (4) その他市長が定めること。

## 3 指定予定期間

平成30年4月1日から平成35年3月31日まで

## 4 指定申請の方法

## (1) 指定申請書等の配布及び提出場所

奈良市都祁白石町1026番地の1  
奈良市市民生活部都祁行政センター地域振興課

## (2) 申請期間

平成29年8月14日から平成29年9月15日まで

(3) 提出書類

奈良市都祁交流センター指定管理者指定申請書に、次の書類を添えて提出してください。

- ア 奈良市都祁交流センター指定管理者事業計画書
- イ 奈良市都祁交流センター指定管理者収支予算書
- ウ 団体の定款、寄附行為の写し及び登記事項証明書（法人以外の団体にあつては、会則その他これに類する書類の写し及び代表者の住民票の写し）
- エ 団体の前事業年度の事業報告書、収支計算書及び貸借対照表その他活動の内容及び財務の状況がわかる書類
- オ 団体の現事業年度の事業計画書及び収支予算書その他活動の内容及び財務の状況がわかる書類
- カ 団体の役員名簿その他これに類する書類
- キ 団体及びその代表者が平成28年度分の法人市町村民税及び個人市町村民税の滞納がない旨の証明書
- ク 共同体にあつては、指定管理者の指定の申請に係る共同体結成に関する届出書及び共同体による指定管理者の指定の申請の申請の申請に係る委任状

5 その他

その他の詳細は、奈良市都祁交流センター指定管理者募集要項によります。

6 問い合わせ先

奈良市市民生活部都祁行政センター地域振興課  
電話0743-82-0201

(平成29年8月14日揭示済)

**奈良市告示第557号**

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び奈良市契約規則（昭和40年奈良市規則第43号）第2条の規定により公告します。

平成29年8月15日

奈良市長 仲川元庸

1 入札に付する事項

- (1) 物件名 奈良市公用自動車賃貸借
- (2) 詳細 別紙仕様書のとおり
- (3) 契約期間 平成29年11月1日から平成36年10月31日まで
- (4) 納入場所 奈良市二条大路南一丁目1番1号  
奈良市役所
- (5) 納入期日 平成29年11月1日
- (6) 担当課 奈良市総務部総務課  
電話 0742-34-4857

以下省略

(平成29年8月15日揭示済)

**奈良市告示第558号**

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管し

たので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成29年8月15日

奈良市長 仲川元庸

- 1 移動理由  
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 2 移動年月日  
平成29年8月6日
- 3 移動対象区域  
J R奈良駅周辺及び近鉄新大宮駅周辺自転車等放置禁止区域  
以下省略

(平成29年8月15日揭示済)

**奈良市告示第559号**

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したため、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成29年8月15日

奈良市長 仲川元庸

- 1 移動理由  
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 2 移動年月日  
平成29年8月15日
- 3 移動対象区域  
J R奈良駅周辺及び近鉄新大宮駅周辺自転車等放置禁止区域  
以下省略

(平成29年8月15日揭示済)

**奈良市告示第560号**

このたび、当市が施行予定の土地改良事業の申請をしたため、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第2項の規定により、次の事項を記載した書類とともに、この旨を公告します。

なお、この事業の施行に係る受益地域内にある農用地の所有者でその農用地について耕作若しくは養畜の業務を営まないもの又はこの地域内にある農用地以外の土地を所有権以外の権原に基づいて使用収益している者で、その農用地又は土地についてこの事業に参加しようとするものは、同法第3条の規定により平成29年8月29日までに奈良市農業委員会に申し出てください。

平成29年8月15日

奈良市長 仲川元庸

計画の概要

- (1) 事業名 水と農地活用促進事業 ため池・防災
- (2) 事業の目的 ため池の排水機能の回復
- (3) 所在地及び現況 奈良市古市町地内（鐘池）  
底樋（木樋）
- (4) 基本計画 ため池整備工 1式

- (5) 概算事業費 1,300,000円
- (6) 事業の効果 排水に伴う農業者の管理負担軽減及びため池下流の受益地域・民家等の安全性並びに安定水の確保が図れる。
- (7) 他事業との関係 無
- (8) 計画概要図 別紙参照

別紙省略

(平成29年8月15日揭示済)

**奈良市告示第561号**

奈良市月ヶ瀬福祉センター及び奈良市都祁福祉センターの指定管理者を公募しますので、奈良市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年奈良市条例第85号）第2条の規定により、次のとおり告示します。

平成29年8月15日

奈良市長 仲川元庸

- 1 公の施設の所在地及び名称  
奈良市月ヶ瀬尾山1124番地  
奈良市月ヶ瀬福祉センター  
奈良市蘭生町1922番地の8  
奈良市都祁福祉センター
- 2 指定管理者が行う業務の範囲
  - (1) センターの事業の実施に関すること。
  - (2) センターの使用承認及び使用制限に関すること。
  - (3) センターの施設及び附属設備の維持管理に関すること。
  - (4) その他市長が定めること。
- 3 指定予定期間  
平成30年4月1日から平成35年3月31日まで
- 4 指定申請の方法
  - (1) 指定申請書等の配布及び提出場所  
奈良市二条大路南一丁目1番1号  
奈良市福祉部地域福祉課
  - (2) 申請期間  
平成29年8月21日から平成29年9月25日まで
  - (3) 提出書類  
奈良市月ヶ瀬福祉センター及び奈良市都祁福祉センター指定管理者指定申請書に、次の書類を添えて提出してください。  
ア 奈良市月ヶ瀬福祉センター及び奈良市都祁福祉センター指定管理者事業計画書  
イ 奈良市月ヶ瀬福祉センター及び奈良市都祁福祉センター指定管理者収支予算書  
ウ 団体の定款、寄附行為の写し及び登記事項証明書（法人以外の団体にあつては、会則その他これに類する書類の写し及び代表者の住民票の写し）  
エ 団体の前事業年度の事業報告書、収支計算書及び貸借対照表その他活動の内容及び財務の状況がわかる書類  
オ 団体の現事業年度の事業計画書及び収支予算書そ

の他活動の内容及び財務の状況がわかる書類  
 カ 団体の役員名簿その他これに類する書類  
 キ 団体及びその代表者が平成29年度の法人市町村民税及び個人市町村民税の滞納がない旨の証明書  
 ク 共同体にあつては、指定管理者の指定の申請に係る共同体結成に関する届出書及び共同体による指定管理者の指定の申請の手續に係る委任状  
 ケ その他市長が必要と認めた書類

5 その他

その他の詳細は、奈良市月ヶ瀬福祉センター及び奈良市都祁福祉センター指定管理者募集要項によります。

6 問い合わせ先

奈良市福祉部地域福祉課  
電話0742-34-4994

(平成29年8月15日揭示済)

**奈良市告示第562号**

奈良市防犯カメラ設置要綱を次のように定める。

平成29年8月16日

奈良市長 仲川元庸

奈良市防犯カメラ設置要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市が設置し、又は管理する施設（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者にその管理を行わせるもの及び契約によりその管理業務を委託するもの（以下「指定管理施設等」という。）を含む。）において、防犯カメラを設置及び運用するに当たり、奈良市個人情報保護条例（平成21年奈良市条例第51号）によるほか、撮影した画像を個人情報として適正に取扱い、市民の権利と利益を保護するための具体的な方策を定めることにより、当該防犯カメラの適正な設置及び運用を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 防犯カメラ 市が設置し、又は管理する施設等において継続的に設置するカメラのうち、犯罪の防止又は抑止を主たる目的とするものであって、画像表示装置又は画像記録装置を有するものをいう。
- (2) 画像 防犯カメラにより撮影又は記録された電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）であつて、これにより特定の個人を識別できるものをいう。
- (3) 所管課長 防犯カメラの設置を実際に行う課かいの長をいう。

(設置等の届出)

第3条 所管課長は、防犯カメラを設置しようとするときは、防犯カメラ設置届出書（別記第1号様式）に防犯カメラの設置箇所及び撮影方向を示す配置図を添えて、あ

らかじめ危機管理課長に届け出なければならない。

- 2 所管課長は、前項の規定により届け出た事項を変更し、又は防犯カメラの設置を廃止しようとするときは、防犯カメラ変更・廃止届出書（別記第2号様式）により危機管理課長に届け出なければならない。

（管理責任者等）

第4条 防犯カメラの運用及び画像の適正な管理を行うため防犯カメラ管理責任者（以下「管理責任者」という。）を置くものとし、所管課長をもって充てる。

- 2 管理責任者は、防犯カメラ及び画像の取扱いを行う担当者（以下「取扱担当者」という。）を選任し、取扱担当者は管理責任者の指揮監督の下にその事務を行うものとする。

3 管理責任者及び取扱担当者以外の者は、防犯カメラ及び画像の取扱いに従事してはならない。

4 管理責任者及び取扱担当者は、防犯カメラの設置目的以外の目的のために画像を閲覧してはならない。

（設置等に係る措置）

第5条 設置管理者は、防犯カメラの設置に当たり、その目的を達成するため、次に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 撮影範囲を必要最小限にとどめること。
- (2) 防犯カメラ設置箇所付近又は撮影対象区域の見やすい場所に防犯カメラを設置及び作動していることを表示し、併せて管理責任者を標示すること。
- (3) 画像の漏洩、滅失及び毀損を防止すること。

（画像の管理等）

第6条 防犯カメラの画像記録媒体（防犯カメラ本体に内蔵されたものを除く。）は、施錠可能な場所に保管し、紛失及び盗難の防止のために必要な措置を講じるものとする。

2 画像は撮影時の状態のまま保存し、加工及び複製してはならない。ただし、管理責任者が特に必要があると認める場合は、複製に限り行うことができるものとする。

3 画像の保存期間（重ね撮りする場合は、上書きするまでの期間）は、30日以内で管理責任者が定める期間とする。ただし、管理責任者が特に必要があると認める場合は、保存期間を延長することができる。

4 管理責任者は、保存期間を経過した画像を、確実に速やかに消去しなければならない（重ね撮りする場合に、上書きされることを含む。）。

5 画像記録媒体を廃棄する場合は、破碎裁断等の方法で処分を行わなければならない。

（指定管理施設等における措置）

第7条 指定管理施設等における防犯カメラの設置運用に関する事務の全部又は一部を、当該指定管理施設等の指定管理者又は契約によりその管理業務を委託するものに行わせるときは、当該指定管理施設等における個人情報の保護に関し、十分な措置を講じるよう求めるとともに、この要綱の趣旨を遵守するよう義務付けなければならない。

（苦情の処理）

第8条 管理責任者は、防犯カメラの管理及び運用に関する苦情を受けたときは、適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

（雑則）

第9条 この要綱に定めるもののほか、防犯カメラの設置及び運用に関し必要な事項は市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この告示は、平成29年8月16日から施行する。

（経過措置）

- 2 この告示の施行の前日に設置し、及び運用している防犯カメラについても、この告示の規定に基づき、必要な措置を講じるものとする。

別記

第1号様式 (第4条関係)

年 月 日

防犯カメラ設置届出書

(宛先) 危機管理課長

所管課長

印

防犯カメラの設置及び運用について、下記のとおり届け出ます。

設置目的	
設置時期	年 月 日
カメラ機器	カメラ： 台、モニター： 台
摘要	

第2号様式 (第4条関係)

年 月 日

防犯カメラ変更・廃止届出書

(宛先) 危機管理課長

所管課長

印

防犯カメラの変更・廃止について、下記のとおり届け出ます。

変更・廃止理由	
変更・廃止時期	年 月 日
設置時期	年 月 日
変更事項 (変更時)	
摘要	



(平成29年8月16日揭示済)

**奈良市告示第563号**

奈良市防犯カメラ設置補助金交付要綱を次のように定める。

平成29年8月16日

奈良市長 仲川元庸

奈良市防犯カメラ設置補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市内における犯罪を防止又は抑止するために防犯カメラを設置しようとする団体に対し、予算の範囲内で設置に要する費用の一部について奈良市防犯カメラ設置補助金(以下「補助金」という。)を交付することに関し、奈良市補助金等交付規則(昭和59年奈良市規則第23号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 団体 市内の自治会その他これに類する団体をいう。
- (2) 防犯カメラ 犯罪の防止又は抑止を主たる目的として、不特定多数の者が利用する施設等(市内に存するものに限る。)に団体が継続的に設置するカメラであって、画像表示装置又は画像記録装置を有するものをいう。

(補助対象者等)

第3条 補助金の交付を受けることができる者(以下「対象者」という。)は、団体のうち次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

- (1) 自治会等が設置する防犯カメラ設置及び運用に関する奈良市ガイドライン(平成29年策定。以下「ガイドライン」という。)を遵守する団体であること。
- (2) ガイドラインに適合する防犯カメラの運用基準を定めている団体であること。
- (3) 防犯カメラを新たに購入し、設置する団体であること。
- (4) 防犯カメラの設置場所について、管轄警察署の助言を受けていること。
- (5) 防犯カメラを設置する場所の所有者等の同意又は許可を得ていること。
- (6) 防犯カメラの設置に対し、他の法令等により、国、県又は市から同種の補助金の交付を受けていないこと。
- (7) 市税の滞納がない団体であること。
- (8) 暴力団等(奈良市暴力団排除条例(平成24年奈良市条例第24号)第2条第3号に規定する暴力団等をいう。以下同じ。)に該当しないこと。

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、次に掲げる費用とする。

- (1) 防犯カメラの購入費又は賃借費(賃借費にあつては、設置初年度に限る。)

(2) 防犯カメラ設置表示板の購入費

(3) 防犯カメラ設置工事費(既存の設備の撤去又は移設に要する経費及び土地又は建物等の使用若しくは取得又は補償に要する経費を除く。)

(4) その他市長が必要と認める費用

2 前項の規定にかかわらず、防犯カメラの保守費用、修理費用及び電気料金等の維持管理費等については、補助の対象外とする。

(補助対象台数)

第5条 補助の対象となる防犯カメラの台数は、同一の団体につき当該年度において原則として1台を限度とする。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、補助対象経費に2分の1を乗じて得た額(その額に1,000円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)とする。ただし、その額が100,000円を超える場合は、100,000円とする。

(交付申請)

第7条 申請者は、補助金の交付を受けようとするときは、奈良市防犯カメラ設置補助金交付申請書(別記第1号様式)に、次に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。

- (1) 第3条第2号に規定する防犯カメラの運用基準
- (2) 防犯カメラの設置に要する費用の見積書
- (3) 設置する防犯カメラの概要が分かる図面、カタログ等の資料
- (4) 防犯カメラの設置箇所及び撮影範囲を明記した図面
- (5) 防犯カメラの設置場所の現況写真
- (6) 防犯カメラを設置する場所の所有者等の権利者から許可を得たことを証する書類
- (7) 自治会の議事録の写し等、防犯カメラの設置が申請者の総会等により決定されたことを証する書類
- (8) 市税納付状況調査書兼暴力団等の排除及び防犯カメラ設置場所照会に関する同意書(別記第2号様式)
- (9) その他市長が必要と認める書類

(交付決定)

第8条 市長は、前条の申請があつたときは、その内容を審査するとともに、必要に応じて調査を行い、交付の可否を決定し、奈良市防犯カメラ設置補助金交付(不交付)決定通知書(別記第3号様式)により申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の決定について、必要があると認めるときは、条件を付すことができる。

(設置の変更・中止)

第9条 申請者は、第7条の申請後に当該事業の内容を変更又は中止をしようとするときは、速やかに奈良市防犯カメラ設置補助金事業変更・中止承認申請書(別記第4号様式)を市長に提出しなければならない。

(事業の完了報告)

第10条 補助金の交付決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、補助対象事業が完了したときは、奈良市防犯カメラ設置補助金事業完了報告書(別記第5号

様式)に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 防犯カメラの設置に要した費用が明記された領収書の写し
- (2) 防犯カメラ設置後の状況が確認できる写真
- (3) 設置した防犯カメラで撮影した画像を印刷したもの
- (4) その他市長が必要と認める書類

(補助金額)

第11条 市長は、前条の提出を受けた場合において、当該提出に係る書類等を審査し、適当と認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、奈良市防犯カメラ設置補助金確定通知書(別記第6号様式)により、当該補助事業者

(交付請求)

第12条 補助事業者は、前条の通知を受けた場合、奈良市防犯カメラ設置補助金交付請求書(別記第7号様式)を市長に提出するものとする。

(交付決定の取消し)

第13条 市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、補助金交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽り又は不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) その他この要綱に違反したと認められるとき。

(補助金の返還)

第14条 市長は、補助金の交付決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、申請者に対し、奈良市防犯カメラ設置補助金返還命令書(別記第8号様式)により期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

(処分の制限)

第15条 申請者は、補助金の交付を受けた日から5年を経過する前において、当該補助金の交付を受けた防犯カメラを処分しようとするときは、あらかじめ財産処分承認申請書(別記第9号様式)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

(関係書類の保管)

第16条 対象者は、防犯カメラの設置に係る関係書類を、設置した年度の終了後5年間保管しなければならない。

(補則)

第17条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

別記

第1号様式(第7条関係)

奈良市防犯カメラ設置補助金交付申請書

年 月 日

(宛先) 奈良市長

申請者

住所又は所在地  
氏名又は団体名  
及び代表者氏名

奈良市防犯カメラ設置補助金交付要綱第7条の規定により、次のとおり申請します。

補助年度	年度	補助金の名称	奈良市防犯カメラ設置補助金
補助事業の目的及び内容			円
補助事業の経費所要額			円
交付申請金額			円
補助事業等の完了予定年月日	年 月 日		
添付書類	類	1 防犯カメラの運用基準 2 防犯カメラの設置に要する費用の見積書 3 設置する防犯カメラの概要が分かる図面及び カタログ等の資料 4 防犯カメラの設置箇所及び撮影範囲を明記した図面 5 防犯カメラの設置場所の現況写真 6 防犯カメラを設置する場所の所有者等の権利 者から許可を得たことを証する書類 7 自治会の議事録の写し等、防犯カメラの設置 が申請者の総会等により決定されたことを証す る書類 8 その他市長が必要と認める書類	
※主務課長の意見			

注 ※印の欄は記入しないこと。

第2号様式（第7条関係）

市税納付状況調査書兼暴力団等の排除及び防犯カメラ設置場所照会に関する同意書

奈良市防犯カメラ設置補助金に係る申込みに当たり、私の市税の納入状況について、申請の審査のために必要な限度において、調査されることに同意します。

また、奈良市暴力団排除条例の趣旨に基づき、奈良市防犯カメラ設置補助金交付申請書に記載された者が、暴力団員等であるか否かの確認及び防犯カメラの設置場所について所管警察への照会を行っているか否かの確認について、奈良県警察本部、奈良警察署及び奈良西警察署に対して照会が行われる場合があることに同意します。

年 月 日

(宛先) 奈良市長

申請者

住所又は所在地  
氏名又は団体名  
及び代表者氏名

④

第3号様式（第8条関係）

奈良市防犯カメラ設置補助金交付（不交付）決定通知書

奈良市指令 第 号

申請者

住所又は所在地  
氏名又は団体名  
及び代表者氏名

様

年 月 日付で申請のあった補助金等の交付については、次のとおり決定したので奈良市防犯カメラ設置補助金交付要綱第8条の規定により通知します。

年 月 日

奈良市長

印

交付 ・ 不交付

補助年度	年度	補助金の名称	奈良市防犯カメラ設置補助金
補助事業の目的及び内容			
補助対象金額（補助率）	円（ ）		
交付決定金額	円		
交付予定年月日	年 月 日	（予定）	
交付条件	<p>1 補助事業等の内容、経費の配分の変更（市長が定める軽微な変更を除く。）をする場合においては、市長の承認を受けること。</p> <p>2 補助事業等を中止し、又は廃止する場合には、市長の承認を受けること。</p> <p>3 補助事業等が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業等の遂行が困難となった場合においては、速やかに市長に報告してその指示を受けること。</p>		

注 この交付決定に対して不服がある場合は、この通知書を受領した日から起算して15日以内に文書で申請の取下げをすることができます。

第5号様式 (第10条関係)

奈良市防犯カメラ設置補助金事業完了報告書

年 月 日

(宛先) 奈良市長

補助事業者  
住所又は所在地  
氏名又は団体名  
及び代表者氏名

奈良市防犯カメラ設置補助金交付要綱第10条の規定により、次のとおり報告します。

指令年月日	年 月 日	指 令 番 号	奈良市指令 第 号
補助年度	年度	補助金の名称	奈良市防犯カメラ設置補助金
補助事業の完了年月日	年 月 日		
補助金の交付決定金額			円
補助金の既交付金額			円
補助事業の経費精算額			円
補助事業の経過及び内容			
添付書類	1 防犯カメラの設置に要した費用が明記された領収書の写し 2 防犯カメラ設置後の状況が確認できる写真 3 設置した防犯カメラで撮影した画像を印刷したもの 4 その他市長が必要と認める書類	※ 報告事項審査結果 (主務課長)	

注 ※印の欄は記入しないこと。

様式第4号 (第9条関係)

奈良市防犯カメラ設置補助金事業変更・中止承認申請書

年 月 日

(宛先) 奈良市長

申請者  
住所又は所在地  
氏名又は団体名  
及び代表者氏名

奈良市防犯カメラ設置補助金交付要綱第9条の規定により、次のとおり申請します。

指令年月日	年 月 日	指 令 番 号	奈良市指令 第 号
補助年度	年度	補助金の名称	奈良市防犯カメラ設置補助金
補助事業の変更の内容			
変更又は中止の理由			
変更又は中止の年月日	年 月 日	年 月 日 (予定)	
添付書類			

第7号様式 (第12条関係)

奈良市防犯カメラ設置補助金請求書

年 月 日

様

(宛先) 奈良市長

補助事業者

住所又は所在地  
氏名又は団体名  
及び代表者氏名

⑩

奈良市防犯カメラ設置補助金交付要綱第12条の規定により、次のとおり請求します。

指令年月日	年 月 日	指 令 番 号	奈良市指令第 号
補 助 年 度	年 度	補 助 金 の 名 称	奈良市防犯カメラ設置補助金
補 助 事 業 の 名 称			
補 助 金 の 交 付 決 定 金 額	円		
補 助 金 の 交 付 確 定 金 額	円		
補 助 金 の 既 交 付 金 額 及 び 交 付 年 月 日			
交 付 請 求 金 額	円		
未 交 付 金 額	円		
添 付 書 類			

交付される補助金は、次の金融機関に振り込んでください。

金 融 機 関	預 金 種 別	口 座 番 号
銀行	普通 (総合) 当座	
農協	店 番	フリガナ
信金		口座名義人

※ 振込先口座は、請求者の口座とします。  
※ ゆうちょ銀行の場合は、店番を必ず記入してください。

第6号様式 (第11条関係)

奈良市防犯カメラ設置補助金確定通知書

第 号  
年 月 日

補助事業者

住所又は所在地  
氏名又は団体名  
及び代表者氏名

奈良市長

⑩

年 月 日付で事業完了届のあつた補助事業については、次のとおり補助金等の額を確定したので、奈良市防犯カメラ設置補助金交付要綱第11条の規定により通知します。

指令年月日	年 月 日	指 令 番 号	奈良市指令第 号
補 助 年 度	年 度	補 助 金 の 名 称	奈良市防犯カメラ設置補助金
補 助 金 の 交 付 決 定 金 額	円		
補 助 事 業 の 経 費 精 算 額 (補 助 対 象 金 額)	円		
補 助 率			
補 助 金 の 交 付 確 定 金 額	円		

第8号様式 (第14条関係)

奈良市防犯カメラ設置補助金等返還命令書  
奈良市連 第 号

補助事業者  
住所又は所在地  
氏名又は団体名  
及び代表者氏名  
様  
奈良市防犯カメラ設置補助金交付要綱第14条の規定により、次のとおり返還を命じます。

年 月 日  
奈良市長 印

返還金額	円		
返還期限	年 月 日まで		
返還理由			
返還方法			
指令年月日	年 月 日	指令番号	奈良市指令 第 号
補助年度	年度	補助金等の名称	奈良市防犯カメラ設置補助金
補助金の交付決定金額	円		
補助金の既交付金額及び交付年月日			
補助金の交付決定金額	円		

第9号様式 (第15条関係)

財産処分承認申請書

年 月 日  
(宛先) 奈良市長  
補助事業者  
住所又は所在地  
氏名又は団体名  
及び代表者氏名 印

奈良市防犯カメラ設置補助金交付要綱第15条の規定により、次のとおり財産処分の承認を申請します。

指令年月日	年 月 日	指令番号	奈良市指令 第 号
処分の方法	該当する項目を○で囲んで下さい。 売却・譲渡・交換・貸与・担保・廃棄 その他 ( )		
処分の時期	( 年 月 日から 年 月 日まで)		
処分の理由			
処分の条件			

(平成29年8月16日揭示済)

**奈良市告示第564号**

奈良市北部会館市民文化ホールの指定管理者を公募しますので、奈良市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年奈良市条例第85号）第2条の規定により次のとおり告示します。

平成29年8月15日

奈良市長 仲川元庸

- 1 公の施設の所在地及び名称  
奈良市右京一丁目1番地の4  
奈良市北部会館市民文化ホール
- 2 指定管理者が行う業務の範囲
  - (1) 奈良市北部会館市民文化ホール条例第5条に規定する事業の実施に関すること。
  - (2) 奈良市北部会館市民文化ホールの使用承認及び使用制限に関すること。
  - (3) 奈良市北部会館市民文化ホールの施設及び附属設備の維持管理に関すること。
  - (4) その他市長が定めること。
- 3 指定管理者の指定の期間  
平成30年4月1日から平成35年3月31日まで
- 4 指定申請の方法
  - (1) 指定申請書等の配布及び提出場所  
奈良市二条大路南一丁目1番1号  
奈良市市民活動部 文化振興課
  - (2) 申請期間  
平成29年8月16日から平成29年9月15日
  - (3) 提出書類  
奈良市北部会館市民文化ホール指定管理者指定申請書に、次の書類を副えて提出してください。  
ア 奈良市北部会館市民文化ホール指定管理者事業計画書  
イ 奈良市北部会館市民文化ホール指定管理者収支予算書  
ウ 団体の定款、寄附行為の写し及び登記事項証明書（法人以外の団体にあつては、会則その他これに類する書類の写し及び代表者の住民票の写し）  
エ 団体の前事業年度の事業報告書、収支計算書及び貸借対照表その他活動の内容及び財務の状況がわかる書類  
オ 団体の現事業年度の事業計画書及び収支予算書その他活動の内容及び財務の状況がわかる書類  
カ 団体の役員名簿  
キ 団体及びその代表者が平成28年度分の法人市町村民税及び個人市町村民税の滞納がない旨の証明書  
ク 共同体にあつては、指定管理者の指定の申請に係る共同体結成に関する届出書及び共同体による指定管理者の指定の申請の手續きにかかる委任状  
ケ 業務の再委託を行わせる場合、暴力団又は暴力団関係者を再委託先としない旨の誓約書

5 その他

その他の詳細は、奈良市北部会館市民文化ホール指定管理者募集要項によります。

6 問合せ先

奈良市市民活動部 文化振興課

電話 0742-34-4942

(平成29年8月15日揭示済)

**奈良市告示第565号**

奈良市西部会館市民ホールの指定管理者を公募しますので、奈良市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年奈良市条例第85号）第2条の規定により次のとおり告示します。

平成29年8月15日

奈良市長 仲川元庸

- 1 公の施設の所在地及び名称  
奈良市学園南三丁目1番5号  
奈良市西部会館市民ホール
- 2 指定管理者が行う業務の範囲
  - (1) 奈良市西部会館市民ホール条例第3条に規定する事業の実施に関すること。
  - (2) 奈良市西部会館市民ホールの使用承認及び使用制限に関すること。
  - (3) 奈良市西部会館市民ホールの施設及び附属設備の維持管理に関すること。
  - (4) その他市長が定めること。
- 3 指定管理者の指定の期間  
平成30年4月1日から平成35年3月31日まで
- 4 指定申請の方法
  - (1) 指定申請書等の配布及び提出場所  
奈良市二条大路南一丁目1番1号  
奈良市市民活動部 文化振興課
  - (2) 申請期間  
平成29年8月16日から平成29年9月15日
  - (3) 提出書類  
奈良市西部会館市民ホール指定管理者指定申請書に、次の書類を副えて提出してください。  
ア 奈良市西部会館市民ホール指定管理者事業計画書  
イ 奈良市西部会館市民ホール指定管理者収支予算書  
ウ 団体の定款、寄附行為の写し及び登記事項証明書（法人以外の団体にあつては、会則その他これに類する書類の写し及び代表者の住民票の写し）  
エ 団体の前事業年度の事業報告書、収支計算書及び貸借対照表その他活動の内容及び財務の状況がわかる書類  
オ 団体の現事業年度の事業計画書及び収支予算書その他活動の内容及び財務の状況がわかる書類  
カ 団体の役員名簿  
キ 団体及びその代表者が平成28年度分の法人市町村民税及び個人市町村民税の滞納がない旨の証明書  
ク 共同体にあつては、指定管理者の指定の申請に係

<p>る共同体結成に関する届出書及び共同体による指定管理者の指定の申請の手続きにかかる委任状</p> <p>ケ 業務の再委託を行わせる場合、暴力団又は暴力団関係者を再委託先としない旨の誓約書</p> <p>5 その他 その他の詳細は、奈良市西部会館市民ホール指定管理者募集要項によります。</p> <p>6 問合せ先 奈良市市民活動部 文化振興課 電話 0742-34-4942</p>	<p>(平成29年 8月15日 掲示済)</p> <p><b>奈良市告示第566号</b> 道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更します。 その関係図書は、公示の日から1箇月間、建設部土木管理課において一般の縦覧に供します。 平成29年 8月16日 奈良市長 仲川 元庸</p>																
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">路線名</th> <th style="width: 40%;">区 間</th> <th style="width: 10%;">変 更 前後別</th> <th style="width: 10%;">幅 員 (m)</th> <th style="width: 10%;">延 長 (m)</th> <th style="width: 10%;">備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">西部第544号線</td> <td rowspan="2">奈良市鶴舞西町708番1地先から 奈良市鶴舞西町709番4地先まで</td> <td>前</td> <td>2.00~2.85</td> <td>64.0</td> <td></td> </tr> <tr> <td>後</td> <td>6.00~6.00</td> <td>64.0</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		路線名	区 間	変 更 前後別	幅 員 (m)	延 長 (m)	備 考	西部第544号線	奈良市鶴舞西町708番1地先から 奈良市鶴舞西町709番4地先まで	前	2.00~2.85	64.0		後	6.00~6.00	64.0	
路線名	区 間	変 更 前後別	幅 員 (m)	延 長 (m)	備 考												
西部第544号線	奈良市鶴舞西町708番1地先から 奈良市鶴舞西町709番4地先まで	前	2.00~2.85	64.0													
		後	6.00~6.00	64.0													
<p>(平成29年 8月16日 掲示済)</p> <p><b>奈良市告示第567号</b> 道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始します。</p>	<p>その関係図書は、公示の日から1箇月間、建設部土木管理課において一般の縦覧に供します。 平成29年 8月16日 奈良市長 仲川 元庸</p>																
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">路線名</th> <th style="width: 40%;">区 間</th> <th style="width: 10%;">延長 (m) 幅員 (m)</th> <th style="width: 10%;">備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>西部第544号線</td> <td>奈良市鶴舞西町708番1地先から 奈良市鶴舞西町709番4地先まで</td> <td>L = 64.0 W = 6.00</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		路線名	区 間	延長 (m) 幅員 (m)	備 考	西部第544号線	奈良市鶴舞西町708番1地先から 奈良市鶴舞西町709番4地先まで	L = 64.0 W = 6.00									
路線名	区 間	延長 (m) 幅員 (m)	備 考														
西部第544号線	奈良市鶴舞西町708番1地先から 奈良市鶴舞西町709番4地先まで	L = 64.0 W = 6.00															
<p>(平成29年 8月16日 掲示済)</p> <p><b>奈良市告示第568号</b> 次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び奈良市契約規則（昭和40年奈良市規則第43号）第2条の規定により公告します。 平成29年 8月16日 奈良市長 仲川 元庸 奈良市ネットワーク関連システム更改事業にかかる一般競争入札については、奈良市契約規則及び関係法令に定めるものの他、この入札説明書によるものとし、入札を希望する企業及び団体（以下「事業者」という）は、下記の事項を熟知のうえ、入札すること。</p> <p>1 奈良市ネットワーク関連システム更改事業の概要 本事業は、本市庁内外のネットワーク（通信回線・ネットワーク機器）及び情報系システムを総合して更改を行うことで、保守の迅速化、信頼性及び情報セキュリティの向上を図るものである。</p> <p>2 事業範囲 (1) 事業内容 (ア) 導入 機器（通信回線及びソフトウェアライセンス含む）等の賃貸借 (イ) 設計 作業計画、ネットワーク設計、システム設計、移行設計、セキュリティ設計、運用設計</p>	<p>(ウ) 設置 機器等の設置、LAN 敷設、電源敷設等</p> <p>(エ) 設定 サーバ設定（データ、環境移行含む）、クライアント機器（PC、プリンタ含む）設定（展開スケジュール等調整作業含む）</p> <p>(オ) 運用保守 通信回線保守、自営網保守、ハードウェア・ソフトウェア保守、運用サポート</p> <p>(2) 事業の実施 既存システムへ影響をきたすことがないよう、本市担当者ならびに既存事業者と十分に協議のうえ、安全かつ円滑に本事業を実施すること。 本事業実施においては、「(別添1) 奈良市情報システム構築に係るプロジェクト管理仕様書」に沿ったプロジェクト遂行を行うこと。 なお、事業計画を策定したうえで、本事業を実施することになるが、次の点に特に留意すること。 (ア) 切替え作業の詳細は、現行環境を考慮し、本市担当者ならびに既存事業者と協議のうえ、策定すること。 (イ) 切替え作業の過程において既存システムの設定作業が必要となる場合は、受注者の責任において作業費の負担と、作業調整を行うこと。 (ウ) 計画の策定においては、切替え作業の実施を休日及び業務時間外に行うなど業務の停止が発生しない計画とすること。</p>																



- (エ) 計画については、状況により都度変更が生じる場合があるため、その際は、本市担当者と協議を行い、対応すること。
- (オ) その他、必要となる事項については、本市担当者と協議のうえ、対応すること。

(3) 仕様

- (ア) 通信回線及びネットワーク機器等  
詳細な仕様は、「(別添2) 入札仕様書(ネットワーク)」のとおり
- (イ) 情報系システム  
詳細な仕様は、「(別添3) 入札仕様書(情報系システム)」のとおり

(4) 本稼働の予定日

平成30年3月1日

(5) 作業実施場所

- 奈良市二条大路南一丁目1番1号  
奈良市役所中央棟6階 情報政策課内
- 奈良市内サーバ室内  
他、「(別添2) 入札仕様書(ネットワーク)」の「(資料6) 接続拠点一覧表」に記載の拠点

以下省略

(平成29年8月16日揭示済)

**奈良市告示第569号**

奈良市自転車等の安全利用に関する条例(昭和59年奈良市条例第23号)第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成29年8月18日

奈良市長 仲川元庸

1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日

平成29年8月18日

3 移動対象区域

近鉄奈良駅周辺、近鉄大和西大寺駅周辺及び近鉄西ノ京駅周辺自転車等放置禁止区域

以下省略

(平成29年8月18日揭示済)

**奈良市告示第570号**

平成29年7月24日付奈良市告示第497号で公告した下記の一般競争入札は、平成29年8月30日に予定していた入札を中止することから、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び奈良市契約規則(昭和40年奈良市規則第43号)第2条の規定により公告する。

平成29年8月21日

奈良市長 仲川元庸  
記

- 1 業務名 奈良市役所コールセンター構築及び運営業務委託

- 2 中止の理由 入札に参加するものに必要な資格に関する事項等に再確認の必要性が生じたため。  
(平成29年8月21日揭示済)

**奈良市告示第571号**

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び奈良市契約規則(昭和40年奈良市規則第43号)第2条の規定により公告します。

平成29年8月21日

奈良市長 仲川元庸

1 入札に付する事項

- (1) 調達案件名  
奈良市都祁こども園等で使用する電力調達
- (2) 電力調達の数量及び特質  
別紙仕様書のとおり
- (3) 調達場所  
別紙仕様書のとおり
- (4) 調達期間  
平成29年12月1日0時から平成31年2月28日24時まで(地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条の3に基づく長期継続契約)
- (5) 入札方法

入札は、総計金額(電力供給仕様書等に示した月ごとの契約電力及び予定使用電力量)に対して、入札者が設定した契約電力に対する月額単価(基本料金)、使用電力量に対する単価(電力量料金)及び特約割引料金等に基づき計算した額(力率割引、燃料費調整相当額、太陽光発電促進付加金及び再生可能エネルギー発電促進賦課金は含まない。)で行います。ただし、契約は単価によるものとします。

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格としますので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望単価(税込)を入札書の積算表に記載し、算出した金額の108分の100に相当する金額を入札書の入札金額欄に記載してください。

以下省略

(平成29年8月21日揭示済)

**奈良市告示第572号**

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び奈良市契約規則(昭和40年奈良市規則第43号)第2条の規定により公告します。

平成29年8月21日

奈良市長 仲川元庸

1 入札に付する事項

- (1) 調達案件名  
奈良市東之阪児童館等で使用する電力調達
- (2) 電力調達の数量及び特質  
別紙仕様書のとおり
- (3) 調達場所  
別紙仕様書のとおり
- (4) 調達期間  
平成29年11月1日0時から平成31年2月28日24時まで（地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に基づく長期継続契約）
- (5) 入札方法  
入札は、総計金額（電力供給仕様書等に示した月ごとの契約電力及び予定使用電力量に対して、入札者が設定した契約電力に対する月額単価（基本料金）、使用電力量に対する単価（電力量料金）及び特約割引料金等に基づき計算した額（力率割引、燃料費調整相当額、太陽光発電促進付加金及び再生可能エネルギー発電促進賦課金は含まない。))で行います。ただし、契約は単価によるものとします。

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格としますので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望単価（税込）を入札書の積算表に記載し、算出した金額の108分の100に相当する金額を入札書の入札金額欄に記載してください。

以下省略

(平成29年8月21日揭示済)

**奈良市告示第573号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、同法による介護扶助を担当する機関を次のとおり指定しましたので、同法第55条の3の規定により告示します。

平成29年8月21日

奈良市長 仲川元庸

指定介護機関		施設又は実施する事業の種類	指定年月日
名称	所在地		
開設者			
名称	主たる事務所の所在地		
はやし歯科クリニック	奈良県奈良市朱雀六丁目20-1 朱雀医療ビル2F	居宅 訪問看護 居宅 訪問リハビリテーション 居宅 通所リハビリテーション 居宅 居宅療養管理指導	平成27年7月1日
林 英福	奈良県天理市指柳町300-3 サンビレッジE棟102号室	介護予防 訪問看護 介護予防 訪問リハビリテーション 介護予防 通所リハビリテーション 介護予防 居宅療養管理指導	
ゆめはんな歯科クリニック 高の原	奈良県奈良市右京一丁目6-1 イオンモール高の原3F	居宅 訪問看護 居宅 訪問リハビリテーション 居宅 通所リハビリテーション 居宅 居宅療養管理指導	平成27年7月1日
医療法人 ライブラ会	奈良県奈良市右京一丁目6-1 イオンモール高の原3F	介護予防 訪問看護 介護予防 訪問リハビリテーション 介護予防 通所リハビリテーション 介護予防 居宅療養管理指導	
そめかわクリニック 内科・循環器内科	奈良県奈良市中山町西四丁目 456-1 TSビル201	居宅 訪問看護 居宅 訪問リハビリテーション 居宅 通所リハビリテーション 居宅 居宅療養管理指導	平成27年8月1日
染川 智	奈良県奈良市押熊町2123-25	介護予防 訪問看護 介護予防 訪問リハビリテーション 介護予防 通所リハビリテーション 介護予防 居宅療養管理指導	

いけだクリニック	奈良県奈良市中町4842-1	居宅 訪問看護 居宅 訪問リハビリテーション 居宅 通所リハビリテーション 居宅 居宅療養管理指導	平成27年8月1日
池田 朋博	奈良県奈良市学園大和町三丁目175番地	介護予防 訪問看護 介護予防 訪問リハビリテーション 介護予防 通所リハビリテーション 介護予防 居宅療養管理指導	
楠原デンタルクリニック	奈良県奈良市角振町13-1	居宅 訪問看護 居宅 訪問リハビリテーション 居宅 通所リハビリテーション 居宅 居宅療養管理指導	平成28年5月9日
楠原 康平	奈良県奈良市三条大路一丁目6-8	介護予防 訪問看護 介護予防 訪問リハビリテーション 介護予防 通所リハビリテーション 介護予防 居宅療養管理指導	
奈良市立興東診療所	奈良県奈良市大柳生町4254番地	居宅 訪問看護 居宅 訪問リハビリテーション 居宅 通所リハビリテーション 居宅 居宅療養管理指導	平成28年6月1日
奈良市	奈良県奈良市二条大路南一丁目1番1号	介護予防 訪問看護 介護予防 訪問リハビリテーション 介護予防 通所リハビリテーション 介護予防 居宅療養管理指導	
こんどう泌尿器科・内科クリニック	奈良県奈良市南京終町710-1	居宅 居宅療養管理指導 介護予防 居宅療養管理指導	平成28年9月12日
近藤 秀明	奈良県橿原市新賀町448-9		
もりもとクリニック	奈良県奈良市南京終町710-1	居宅 訪問看護 居宅 訪問リハビリテーション 居宅 通所リハビリテーション 居宅 居宅療養管理指導	平成28年9月12日
森本 圭介	奈良県大和郡山市若槻町1-13	介護予防 訪問看護 介護予防 訪問リハビリテーション 介護予防 通所リハビリテーション 介護予防 居宅療養管理指導	
まえだ整形外科	奈良県奈良市紀寺町864番地1	居宅 訪問看護 居宅 訪問リハビリテーション 居宅 通所リハビリテーション 居宅 居宅療養管理指導	平成28年11月1日
医療法人 まえだ整形外科	奈良県奈良市紀寺町864番地1	介護予防 訪問看護 介護予防 訪問リハビリテーション 介護予防 通所リハビリテーション 介護予防 居宅療養管理指導	
医療法人 光輪会 やまとクリニック	奈良県奈良市右京三丁目19番24号	居宅 訪問看護 居宅 訪問リハビリテーション 居宅 通所リハビリテーション 居宅 居宅療養管理指導	平成28年12月1日
医療法人 光輪会	大阪府大阪市北区中津3-29-35 オープラン中津205号	介護予防 訪問看護 介護予防 訪問リハビリテーション 介護予防 通所リハビリテーション 介護予防 居宅療養管理指導	

医療法人 愛歯会 JR 奈良駅前歯科	奈良県奈良市三条本町1番2号 JR奈良駅NKビル3階	居宅 訪問看護 居宅 訪問リハビリテーション 居宅 通所リハビリテーション 居宅 居宅療養管理指導	平成28年12月1日
医療法人 愛歯会	大阪府東大阪市岩田町4丁目16-13 グレースII 1階	介護予防 訪問看護 介護予防 訪問リハビリテーション 介護予防 通所リハビリテーション 介護予防 居宅療養管理指導	
なんぶ小児科アレルギー科	奈良県奈良市三条本町1番2号 JR奈良駅NKビル3階	居宅 訪問看護 居宅 訪問リハビリテーション 居宅 通所リハビリテーション 居宅 居宅療養管理指導	平成29年1月1日
南部 光彦	京都府木津川市梅美台5-13-5	介護予防 訪問看護 介護予防 訪問リハビリテーション 介護予防 通所リハビリテーション 介護予防 居宅療養管理指導	

(平成29年8月21日揭示済)

**奈良市告示第574号**

奈良市自転車駐車場の指定管理者を公募しますので、奈良市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年奈良市条例第85号）第2条の規定により、次のとおり告示します。

平成29年8月21日

奈良市長 仲川元庸

- 1 公の施設の所在地及び名称  
奈良市中筋町31番地の18  
奈良市中筋自転車駐車場  
奈良市右京一丁目14番地  
奈良市高の原第一自転車駐車場  
奈良市朱雀三丁目23番地  
奈良市高の原第二自転車駐車場  
奈良市右京一丁目14番地  
奈良市高の原第三自転車駐車場  
奈良市右京一丁目12番地  
奈良市高の原第四自転車駐車場
- 2 指定管理者が行う業務の範囲  
(1) 駐車場の利用承認及び利用制限に関すること（使用料の収納に関することを含む。）  
(2) 駐車場の施設及び附属設備の維持管理に関すること。  
(3) その他市長が定めること。
- 3 指定予定期間  
平成30年4月1日から平成35年3月31日まで
- 4 指定申請の方法  
(1) 指定申請書等の配布及び提出場所  
奈良市二条大路南一丁目1番1号  
奈良市市民生活部交通政策課  
(2) 申請期間  
平成29年9月1日から平成29年9月25日まで  
(3) 提出書類  
奈良市自転車駐車場指定管理者指定申請書に、次の書類を添えて提出してください。

- ア 奈良市自転車駐車場指定管理者事業計画書
- イ 奈良市自転車駐車場指定管理者収支予算書
- ウ 団体の定款、寄附行為の写し及び登記事項証明書（法人以外の団体にあつては、会則その他これに類する書類の写し及び代表者の住民票の写し）
- エ 団体の前事業年度の事業報告書、収支計算書及び貸借対照表その他活動の内容及び財務の状況がわかる書類
- オ 団体の現事業年度の事業計画書及び収支予算書その他活動の内容及び財務の状況がわかる書類
- カ 団体の役員名簿その他これに類する書類
- キ 団体及びその代表者が平成28年度分の法人市町村民税及び個人市町村民税の滞納がない旨の証明書
- ク 共同体にあつては、指定管理者の指定の申請に係る共同体結成に関する届出書及び共同体による指定管理者の指定の申請の手續に係る委任状
- ケ 業務の再委託を行わせる場合、暴力団又は暴力団関係者を再委託先としない旨の誓約書
- 5 その他  
その他の詳細は、奈良市自転車駐車場指定管理者募集要項によります。
- 6 問い合わせ先  
奈良市市民生活部 交通政策課  
電話0742-34-5351  
(平成29年8月21日揭示済)

**奈良市告示第575号**

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成29年8月21日

奈良市長 仲川元庸

- 1 移動理由  
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 2 移動年月日

平成29年8月21日  
3 移動対象区域  
J R奈良駅周辺及び近鉄新大宮駅周辺自転車等放置禁止区域  
以下省略  
(平成29年8月21日揭示済)

**奈良市告示第576号**

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、当該開発区域を表示した図書は、奈良市都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供します。

平成29年8月21日  
奈良市長 仲川元庸

- 1 許可の年月日及び番号  
平成28年12月1日 奈良市指令整開 第16A-35号
- 2 検査済証の交付年月日及び番号  
開発行為 平成29年8月21日 第1585号
- 3 開発区域に含まれる地域  
奈良市法蓮佐保山一丁目117番5
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
奈良市芝辻町四丁目6番6  
オーエスハウジング株式会社  
代表取締役 大奥 英次  
(平成29年8月21日揭示済)

**奈良市告示第577号**

奈良市自転車等の安全利用に関する条例(昭和59年奈良市条例第23号)第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成29年8月22日  
奈良市長 仲川元庸

- 1 移動理由  
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 2 移動年月日  
平成29年8月22日
- 3 移動対象区域  
J R奈良駅周辺、近鉄学園前駅周辺及び近鉄富雄駅周辺自転車等放置禁止区域  
以下省略  
(平成29年8月22日揭示済)

**奈良市告示第578号**

国税徴収法(昭和34年法律第147号)第54条の規定に基づく差押調書(謄本)については、その送達を受けるべき者の住所等が不明のため送達することができないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2第1項の規定により、次のとおり公示送達します。

なお、この公示送達に係る関係書類は、財務部滞納整理

課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付します。

平成29年8月23日  
奈良市長 仲川元庸

- 1 送達をすべき文書  
差押調書(謄本)
- 2 送達を受けるべき者  
省略

(平成29年8月23日揭示済)

**奈良市告示第579号**

奈良市自転車等の安全利用に関する条例(昭和59年奈良市条例第23号)第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成29年8月24日  
奈良市長 仲川元庸

- 1 移動理由  
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 2 移動年月日  
平成29年8月24日
- 3 移動対象区域  
J R奈良駅周辺及び近鉄新大宮駅周辺自転車等放置禁止区域  
以下省略

(平成29年8月24日揭示済)

**奈良市告示第580号**

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、当該開発区域を表示した図書は、奈良市都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供します。

平成29年8月24日  
奈良市長 仲川元庸

- 1 許可の年月日及び番号  
平成29年7月27日 奈良市指令整開 第17A-20号
- 2 検査済証の交付年月日及び番号  
開発行為 平成29年8月24日 第1586号
- 3 開発区域に含まれる地域  
奈良市赤膚町1143番17及び1143番12の一部
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
東京都品川区大崎1丁目11番2号  
株式会社ローソン 代表取締役 竹増 貞信  
(平成29年8月24日揭示済)

**奈良市告示第581号**

奈良市都祁体育館の指定管理者を公募しますので、奈良市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例(平成17年奈良市条例第85号)第2条の規定により、次のとおり告示します。

平成29年8月25日

奈良市長 仲川元庸

- 1 公の施設の所在地及び名称  
奈良市都祁白石町1161番地  
奈良市都祁体育館
- 2 指定管理者が行う業務の範囲  
(1) 奈良市都祁体育館の事業の実施に関すること。  
(2) 奈良市都祁体育館の使用承認及び使用制限に関すること。  
(3) 奈良市都祁体育館の施設及び附属設備の維持管理に関すること。  
(4) その他市長が定めること。
- 3 指定予定期間  
平成30年4月1日から平成35年3月31日まで
- 4 指定申請の方法  
(1) 指定申請書等の配布及び提出場所  
奈良市都祁白石町1026番地の1  
奈良市市民生活部都祁行政センター地域振興課  
(2) 申請期間  
平成29年8月25日から平成29年9月26日まで  
(3) 提出書類  
奈良市都祁体育館指定管理者指定申請書に、次の書類を添えて提出してください。  
ア 奈良市都祁体育館指定管理者事業計画書  
イ 奈良市都祁体育館指定管理者収支予算書  
ウ 団体の定款、寄附行為の写し及び登記事項証明書  
(法人以外の団体にあつては、会則その他これに類する書類の写し及び代表者の住民票の写し)  
エ 団体の前事業年度の事業報告書、収支計算書及び貸借対照表その他活動の内容及び財務の状況がわかる書類  
オ 団体の現事業年度の事業計画書及び収支予算書その他活動の内容及び財務の状況がわかる書類  
カ 団体の役員名簿その他これに類する書類  
キ 団体及びその代表者が平成28年度分の法人市町村民税及び個人市町村民税の滞納がない旨の証明書  
ク 共同体にあつては、指定管理者の指定の申請に係る共同体結成に関する届出書及び共同体による指定管理者の指定の申請の手續に係る委任状
- 5 その他  
その他の詳細は、奈良市都祁体育館指定管理者募集要項によります。
- 6 問い合わせ先  
奈良市市民生活部都祁行政センター地域振興課  
電話0743-82-0201  
(平成29年8月25日揭示済)

**奈良市告示第582号**

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び奈良市契約規則(昭和40年奈良市規則第43号)第2条の規定に

より公告いたします。

平成29年8月25日

奈良市長 仲川元庸

- 1 入札に付する事項  
(1) 業務名 なら・らぶ・りぶ～奈良市に住もう～ホームページ管理運営業務  
(2) 詳細 別紙仕様書のとおり  
(3) 契約期間 契約締結日から平成30年3月31日(土)まで  
(4) 担当課 奈良市総合政策部奈良ブランド推進課  
電話 0742-34-5172

以下省略

(平成29年8月25日揭示済)

**奈良市告示第583号**

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、当該開発区域を表示した図書は、奈良市都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供します。

平成29年8月25日

奈良市長 仲川元庸

- 1 許可の年月日及び番号  
平成29年4月12日 奈良市指令整開 第16A-54号  
平成29年7月7日 奈良市指令整開 第16A-54-1号
- 2 検査済証の交付年月日及び番号  
開発行為 平成29年8月25日 第1587号  
公共施設 平成29年8月25日 第762号
- 3 開発区域に含まれる地域  
奈良市押熊町1281番1及び1282番1
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
奈良県奈良市押熊町262番地の1  
田中 將之
- 5 公共施設の種類、位置及び区域  
(1) 道路  
奈良市押熊町1281番1の一部及び1282番1の一部  
(2) 下水道  
奈良市押熊町1281番1の一部  
(平成29年8月25日揭示済)

**奈良市告示第584号**

奈良市都祁生涯スポーツセンター4施設の指定管理者を公募しますので、奈良市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例(平成17年奈良市条例第85号)第2条の規定により次のとおり告示します。

平成29年8月25日

奈良市長 仲川元庸

- 1 公の施設の所在地及び名称  
奈良市都祁馬場846番地の5  
・奈良市都祁生涯スポーツセンターコート

- ・奈良市都祁生涯スポーツセンター球技場
- ・奈良市都祁生涯スポーツセンター多目的コート
- ・奈良市都祁生涯スポーツセンタークラブハウス

2 指定管理者が行う業務の範囲

- (1) 体育施設の使用承認及び使用制限に関すること。
- (2) 体育施設及び附属設備の維持管理に関すること。
- (3) その他市長が定めること。

3 指定期間

平成30年4月1日から平成35年3月31日

4 指定申請の方法

- (1) 指定申請書等の配布及び提出場所  
奈良市二条大路南一丁目1番1号  
奈良市市民活動部スポーツ振興課
- (2) 申請期間  
平成29年8月25日(金)から平成29年9月26日(火)まで
- (3) 提出書類

奈良市都祁生涯スポーツセンター4施設の指定管理者指定申請に、次の書類を添えて提出ください。

- ① 奈良市都祁生涯スポーツセンター4施設の指定管理者事業計画書
- ② 奈良市都祁生涯スポーツセンター4施設の指定管理者収支予算書
- ③ 団体の定款、寄附行為の写し及び登記事項証明書(法人以外の団体にあつては、会則その他、これに類する書類の写し及び代表者の住民票の写し)
- ④ 団体の前事業年度の事業報告書、収支計算書、貸借対照表その他、活動の内容及び財務の状況がわかる書類(但し、今年度に結成された団体については不要)
- ⑤ 団体の現事業年度の事業計画書、収支予算書その他、活動の内容及び財務の状況がわかる書類
- ⑥ 団体の役員名簿その他、これに類する書類
- ⑦ 団体及びその代表者が、平成28年度分の法人市町村住民税及び個人市町村住民税の滞納がない旨の証明書
- ⑧ 共同体にあつては、指定管理者の指定の申請に係る共同体結成に関する届出書及び共同体による指定管理者の指定の手續きに係る委任状
- ⑨ 誓約書

5 その他

その他の詳細は、奈良市都祁生涯スポーツセンター4施設の指定管理者募集要項によります。

6 問合せ先

奈良市市民活動部スポーツ振興課 総務係

電話 0742-34-4862

FAX 0742-34-4765

メールアドレス: sportsshinko@city.nara.lg.jp

(平成29年8月25日掲示済)

奈良市告示第585号

奈良市老人福祉センターの指定管理者を公募しますので、

奈良市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例(平成21年奈良市条例第51号)第2条の規定により、次のとおり告示します。

平成29年8月28日

奈良市長 仲川元庸

1 公の施設の所在地及び名称

- (1) 奈良市法蓮町1702番地の1  
奈良市東福祉センター
- (2) 奈良市百楽園一丁目9番13号  
奈良市西福祉センター
- (3) 奈良市右京一丁目1番地の4  
奈良市北福祉センター
- (4) 奈良市南永井町45番地の1  
奈良市南福祉センター

2 指定管理者が行う業務の範囲

- (1) センターの事業の実施に関すること。
  - ① 老人の健康相談及び身上相談に関すること。
  - ② 老人の教養向上のための講座の開催に関すること。
  - ③ 老人のレクリエーション、趣味活動等の指導促進に関すること。
  - ④ 万年青年クラブ活動の指導育成に関すること。
  - ⑤ 子育て親子(主として乳幼児を養育する親と当該乳幼児をいう。以下同じ。)の交流及び集いの場の提供に関すること。
  - ⑥ 子育てに関する相談及び講習の実施並びに地域の子育て関連情報の提供に関すること。
  - ⑦ 高齢者等との異世代間交流の取組に関すること。
  - ⑧ その他センターの設置目的を達成するために必要な事業
- (2) センターの使用承認及び使用制限に関すること。
- (3) センターの施設及び附属設備の維持管理に関すること。
- (4) その他市長が定めること。

3 指定予定期間

平成30年4月1日から平成35年3月31日まで

4 指定申請の方法

- (1) 指定申請書等の配布及び提出場所  
奈良市二条大路南一丁目1番1号  
奈良市福祉部長寿福祉課
- (2) 申請期間  
平成29年9月1日から平成29年9月29日まで
- (3) 提出書類  
奈良市老人福祉センター指定管理者指定申請書に、次の書類を添えて提出してください。
  - ア 奈良市老人福祉センター指定管理者事業計画書
  - イ 奈良市老人福祉センター指定管理者収支予算書
  - ウ 団体の定款又は寄附行為の写し及び登記事項証明書(法人以外の団体にあつては、会則その他これに類する書類の写し及び代表者の住民票の写し)
  - エ 団体の前事業年度の事業報告書、収支計算書、貸借対照表その他活動の内容及び財務の状況がわかる

書類

オ 団体の現事業年度の事業計画書、収支予算書その他活動の内容及び財務の状況がわかる書類

カ 団体の役員名簿

キ 団体が平成28年度分の法人市町村民税の滞納がない旨の証明書

ク 団体の代表者が平成28年度分の個人市町村民税の滞納がない旨の証明書

ケ 業務の再委託を行なわせる場合、暴力団又は暴力団関係者を再委託先としない旨の誓約書

コ 共同体にあっては、指定管理者の指定の申請に係る共同体結成に関する届出書及び共同体による指定管理者の指定の申請の申請の手続に係る委任状

5 その他

その他の詳細は、奈良市老人福祉センター指定管理者募集要項によります。

6 問い合わせ先

奈良市福祉部長寿福祉課

電話0742-34-5439

(平成29年8月28日揭示済)

奈良市告示第586号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び奈良市契約規則(昭和40年奈良市規則第43号)第2条の規定により公告します。

平成29年8月29日

奈良市長 仲川元庸

1 入札に付する事項

(1) 業務名 奈良市役所コールセンター構築及び運営業務委託

(2) 設置場所 奈良市役所本庁舎より公共交通機関を利用して90分以内の場所

(3) 業務期間 平成30年1月1日から平成34年12月31日まで(ただし構築作業は本契約を結んだ日から行うものとする。)

(契約の形態は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条の3に基づく長期継続契約とする。)

(4) 業務概要 「奈良市役所コールセンター構築及び運営業務委託仕様書」に記載のとおり

以下省略

(平成29年8月29日揭示済)

奈良市告示第587号

平成29年9月7日奈良市議事堂に奈良市議会定例会を招集します。

平成29年8月31日

奈良市長 仲川元庸

(平成29年8月31日揭示済)

訓 令 甲

奈良市訓令甲第6号

庁 中 一 般

関 係 各 所

職員の人事記録の作成及び保管等に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成29年8月1日

奈良市長 仲川元庸

職員の人事記録の作成及び保管等に関する規程の一部を改正する訓令

職員の人事記録の作成及び保管等に関する規程(昭和46年奈良市訓令甲第2号)の一部を次のように改正する。

第6条第1項第5号中「勤務評定」を「人事評価」に改める。

第8条第1項中「再雇用」を「職員が離職後再び採用された場合」に改め、同条第2項中「退職」を「離職」に改める。

附 則

この訓令は、平成29年8月1日から施行する。

(平成29年8月1日揭示済)

公 営 企 業

奈良市企業局告示第56号

奈良市公共下水道事業受益者負担に関する条例(昭和45年奈良市条例第16号)第5条の規定により、負担金の賦課対象区域を定めましたので、次のとおり告示します。

なお、関係図書は平成29年8月1日から2週間、本市企業局管理部下水道計画管理課に備え置いて縦覧に供します。

平成29年8月1日

奈良市公営企業管理者

池田修

賦課対象区域(第2負担区)

秋篠町の一部

あやめ池北三丁目の一部

あやめ池南八丁目の一部

押熊町の一部

西九条町三丁目の一部

西大寺新田町の一部

敷島町一丁目の一部

四条大路一丁目の一部

四条大路三丁目の一部

菅原町の一部

東九条町の一部

中山町の一部

二条大路南五丁目の一部

平松五丁目の一部

宝来二丁目の一部

法華寺町の一部



山陵町の一部  
 南紀寺町二丁目の一部  
 南肘塚町の一部  
 六条西三丁目の一部  
 六条西五丁目の一部  
 賦課対象区域（第3負担区）  
 二名平野一丁目の一部  
 賦課対象区域（第4負担区）  
 今市町の一部  
 窪之庄町の一部  
 田中町の一部  
 二名平野二丁目の一部  
 白毫寺町の一部

(平成29年8月1日揭示済)

**奈良市企業局告示第57号**  
 公共下水道の供用及び下水の処理を開始するので、下水道法（昭和33年法律第79号）第9条の規定に基づき次のとおり告示します。  
 その関係図書は、平成29年8月1日から2週間、奈良市企業局管理部下水道計画管理課に備え置いて縦覧に供します。  
 平成29年8月1日  
 奈良市公営企業管理者  
 池田修

1 公共下水道の供用及び下水の処理を開始する年月日  
 平成29年8月15日

2-1 公共下水道の供用及び下水の処理を開始する区域  
 奈良市三碓町、押熊町、西大寺新池町、肘塚町及び北永井町の各一部

2-2 供用を開始する排水施設の位置

管渠番号	起 点	終 点	備考
鳥見第2幹線-50	奈良市三碓町2250番地6	奈良市三碓町2250番地11	①
押熊第1幹線-88	奈良市押熊町1335番9	奈良市押熊町1335番7	②
押熊第2幹線-77	奈良市押熊町656番4	奈良市押熊町656番9	③
西大寺南幹線-272	奈良市西大寺新池町1685番2の一部	奈良市西大寺新池町1685番1の一部	④
紀寺幹線-48	奈良市肘塚町15番1の一部	奈良市肘塚町15番1の一部	⑤
南永井幹線-25	奈良市北永井町373番1	奈良市北永井町374番4	⑥

- 3 公共汚水桝設置のうち、供用を開始する箇所  
 奈良市中山町1251番1（⑦）、押熊町2101番1、他13筆（⑧）、山陵町2079番地2（⑨）、肘塚町15番の一部（⑩）、大森町301番1、他2筆（⑪）、北之庄町723番13（⑫）、西大寺南町2383（⑬）
- 4 供用を開始する排水施設の合流式及び分流式の別  
 分流式、合流式
- 5 終末処理場の位置及び名称  
 大和郡山市額田部南町160番地 奈良県浄化センター  
 (平成29年8月1日揭示済)

奈良市茗荷町398-1、他3筆  
 (平成29年8月1日揭示済)

**奈良市企業局告示第58号**

農業集落排水処理施設の供用を開始するので、奈良市農業集落排水処理施設条例（平成12年奈良市条例第43号）第4条の規定に基づき次のとおり告示します。  
 なお、関係図書は、平成29年8月1日から2週間、奈良市企業局管理部下水道計画管理課に備え置いて縦覧に供します。  
 平成29年8月1日  
 奈良市公営企業管理者  
 池田修

1 排水処理施設の供用及び排水処理を開始する年月日  
 平成29年8月15日

2 供用を開始する箇所

**奈良市企業局管理規程第28号**

奈良市水道事業給水条例施行規程の一部を改正する規程を次のように定める。  
 平成29年8月21日  
 奈良市公営企業管理者  
 池田修

奈良市水道事業給水条例施行規程の一部を改正する規程  
 奈良市水道事業給水条例施行規程（昭和60年奈良市水道局管理規程第3号）の一部を次のように改正する。

第28条の2第1項各号列記以外の部分中「一」を「いずれか」に改め、同項第3号を次のように改める。

(3) 前2号に類する場合で、管理者が料金の減免について公益上その他特別の理由があると認めるとき。

第28条の2第4項中「(以下「減免申請書」という。)」を削り、同条第6項を削り、同条第5項中「前項の規定により減免申請書の提出」を「前2項の規定による減免の申請」に、「当該減免申請書を提出した者」を「申請者」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項の次に次の1項を加える。

5 第1項第2号の規定に該当するとして料金の減免を受

けようとする者は、管理者が別に定める漏水料金減免申請書に当該減免を受けようとする修繕が完了したことを証明する書類を添えて管理者に提出しなければならない。第28条の2に次の3項を加える。

- 7 第1項第1号の規定に該当するとして料金の減免が承認された場合の減免は、当該承認の日の属する月分の料金から行う。
- 8 第1項第2号の規定に該当するとして料金の減免が承認された場合の減免は、管理者が定める月分の料金について行う。
- 9 第1項第3号の規定に該当する場合における料金の減免の額、申請、減免の適用等については、管理者がその都度定めるものとする。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

(平成29年8月21日揭示済)

**奈良市企業局管理規程第29号**

奈良市下水道条例施行規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成29年8月21日

奈良市公営企業管理者  
池田 修

奈良市下水道条例施行規程の一部を改正する規程  
奈良市下水道条例施行規程（平成26年奈良市企業局管理規程第1号）の一部を次のように改正する。

第31条を次のように改める。  
(使用料の免除等)

第31条 条例第39条の規定により使用料の全部若しくは一部の徴収の免除又は猶予（以下この条及び次条において「免除等」という。）をすることができる公益上その他特別の理由があると認めるときは、使用者が次の各号のいずれかに該当する場合とする。

- (1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）第11条第1項第1号に規定する生活扶助の被保護者又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第2項第1号に規定する生活支援給付の受給者に該当する場合
- (2) 奈良市水道事業給水条例施行規程（昭和60年奈良市水道局管理規程第3号。以下「給水条例施行規程」という。）第28条の2第1項第2号の規定に該当する場合
- (3) 前2号に類する場合で、管理者が使用料の免除等をする必要があると認めるとき。
- 2 前項第1号の規定に該当する場合における使用料の免除等の額は、全額とする。
- 3 第1項第2号の規定に該当する場合における使用料の免除等の額は、給水条例施行規程第28条の2第3項の規定の例による。
- 4 第1項第3号の規定に該当する場合における使用料の

免除等の額は、管理者がその都度定めるものとする。

第32条の見出し中「免除等」の次に「の申請等」を加え、同条第1項中「全部若しくは一部の徴収の免除又は徴収の猶予」を「免除等」に、「を管理者に」を「に当該免除等を受けようとする事由を証明する書類を添えて管理者に」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、前条第1項第2号の規定に該当するとして使用料の免除等を受けようとする者の申請等については、給水条例施行規程第28条の2第5項の規定の例による。

第32条第2項を削り、同条第3項中「全部若しくは一部の徴収を免除し、又は徴収を猶予すること」を「免除等」に改め、「(別記第34号様式)」の次に「(前条第1項第2号に該当する場合の決定にあつては、管理者が定める様式)」を加え、「免除し、又は猶予」を「免除等を」に改め、同項を同条第2項とし、同条に次の1項を加える。

3 前項の決定をしたときの当該金額の免除等の適用については、給水条例施行規程第28条の2第7項から第9項までの規定の例による。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

(平成29年8月21日揭示済)

**奈良市企業局管理規程第30号**

奈良市農業集落排水処理施設条例施行規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成29年8月21日

奈良市公営企業管理者  
池田 修

奈良市農業集落排水処理施設条例施行規程の一部を改正する規程

奈良市農業集落排水処理施設条例施行規程（平成26年奈良市企業局管理規程第3号）の一部を次のように改正する。  
第11条の次に次の1条を加える。

(使用料の免除等)

第11条の2 条例第17条の規定により使用料の全部若しくは一部の徴収の免除又は猶予（以下この条及び次条において「免除等」という。）をすることができる公益上その他特別の理由があると認めるときは、使用者が次の各号のいずれかに該当する場合とする。

- (1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）第11条第1項第1号に規定する生活扶助の被保護者又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第2項第1号に規定する生活支援給付の受給者に該当する場合
- (2) 奈良市水道事業給水条例施行規程（昭和60年奈良市水道局管理規程第3号。以下「給水条例施行規程」という。）第28条の2第1項第2号の規定に該当する場合
- (3) 前2号に類する場合で、管理者が使用料の免除等をする必要があると認めるとき。

2 前項第1号の規定に該当する場合における使用料の免除等の額は、全額とする。

3 第1項第2号の規定に該当する場合における使用料の免除等の額は、給水条例施行規程第28条の2第3項の規定の例による。

4 第1項第3号の規定に該当する場合における使用料の免除等の額は、管理者がその都度定めるものとする。

第12条の見出し中「免除等」の次に「の申請等」を加え、同条第1項中「全部若しくは一部の徴収の免除又は猶予」を「免除等」に、「を管理者に」を「に当該免除等を受けようとする事由を証明する書類を添えて管理者に」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、前条第1項第2号の規定に該当するとして使用料の免除等を受けようとする者の申請等については、給水条例施行規程第28条の2第5項の規定の例による。

第12条第2項を削り、同条第3項中「全部若しくは一部の徴収を免除し、又は徴収を猶予すること」を「免除等」に改め、「(別記第11号様式)」の次に「(前条第1項第2号に該当する場合の決定にあつては、管理者が定める様式)」を加え、「免除し、又は猶予」を「免除等を」に改め、同項を同条第2項とし、同条に次の1項を加える。

3 前項の決定をしたときの当該金額の免除等の適用については、給水条例施行規程第28条の2第7項から第9項までの規定の例による。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

(平成29年8月21日揭示済)

## 教育委員会

### 奈良市教育委員会告示第16号

平成29年8月定例教育委員会を次のとおり開催しますので、奈良市教育委員会会議規則(昭和57年奈良市教育委員会規則第12号)第3条第2項の規定により告示します。

平成29年8月1日

奈良市教育委員会

教育長 中 室 雄 俊

1 日 時

平成29年8月8日(火)

午前10時から

2 場 所

はぐくみセンター 8階 多目的講座室

3 会議に付すべき事案

教育長報告

(1) 平成29年度9月補正予算要求について

議事

議案第19号 平成29年度奈良市教育委員会施策評価報告書(平成28年度教育委員会活動の点検・評価報告)について

議案第20号 奈良市いじめ防止基本方針策定委員会委員の委嘱及び任命について

議案第21号 平成30年度奈良市立幼稚園園児募集要項について

協議事項

「社会が求める力について」

傍聴受付は、開催日の午前9時から午前9時50分までです。定員は5名で、定員になり次第締切させていただきます。

(平成29年8月1日揭示済)

### 奈良市教育委員会告示第17号

奈良市黒髪山キャンプフィールドの指定管理者を公募しますので、奈良市公の施設における指定管理者の指定の手続等に関する条例(平成17年奈良市条例第85号)第2条の規定により、次のとおり告示します。

平成29年8月14日

奈良市教育委員会

教育長 中 室 雄 俊

1 公の施設の所在地及び名称

奈良市奈良阪町1731番地

奈良市黒髪山キャンプフィールド

2 指定管理者が行う業務の範囲

(1) 奈良市黒髪山キャンプフィールドの事業の実施に関すること。

ア 青少年のキャンプ活動その他の野外活動に関すること

イ 青少年のレクリエーション活動に関すること

ウ 青少年の指導者の研修に関すること

エ その他奈良市黒髪山キャンプフィールドの設置の目的を達成するために必要な事業

(2) 奈良市黒髪山キャンプフィールドの使用承認及び使用制限に関すること。

(3) 奈良市黒髪山キャンプフィールドの施設及び附属設備等の維持管理に関すること。

(4) その他教育委員会が定めること。

3 指定予定期間

平成30年4月1日から平成35年3月31日まで

4 指定申請の方法

(1) 指定申請書等の配布及び提出場所

奈良市二条大路南一丁目1番1号

奈良市教育委員会事務局教育総務部生涯学習課

(2) 申請期間

平成29年8月14日から平成29年9月13日まで

(3) 提出書類

奈良市黒髪山キャンプフィールドの指定管理者指定申請書に、次の書類を添えて提出してください。

ア 奈良市黒髪山キャンプフィールド指定管理者事業計画書

イ 奈良市黒髪山キャンプフィールド指定管理者収支予算書

ウ 団体の定款又は寄附行為の写し及び登記事項証明書(法人以外の団体にあつては、会則その他これに

- 類する書類の写し及び代表者の住民票の写し)
- エ 団体の前事業年度の事業報告書、収支計算書、貸借対照表その他活動の内容及び財務の状況がわかる書類
- オ 団体の現事業年度の事業計画書、収支予算書その他活動の内容及び財務の状況がわかる書類
- カ 団体の役員名簿
- キ 団体及びその代表者が平成28年度分の法人市町村民税の滞納がない旨の証明書
- ク 団体の代表者が平成28年度分の個人市町村民税の滞納がない旨の証明書
- ケ 業務の再委託を行なわせる場合、暴力団又は暴力団関係者を再委託先としない旨の誓約書
- コ 共同体にあっては、指定管理者の指定の申請に係る共同体結成に関する届出書及び共同体による指定管理者の指定の申請の手續に係る委任状
- 5 その他  
その他の詳細は、奈良市黒髪山キャンプフィールド指定管理者募集要項によります。
- 6 問い合わせ先  
奈良市教育委員会事務局教育総務部生涯学習課  
電話0742-34-5471  
(平成29年8月14日揭示済)

### 農業委員会

#### 奈良市農業委員会告示第21号

奈良市農業委員会平成29年8月農業委員会総会の会議を次のとおり招集しますので、奈良市農業委員会総会会議規則（昭和32年奈良市農業委員会告示第3号）第2条第1項の規定により告示します。  
平成29年8月7日

奈良市農業委員長 巽 一 孝

- 1 日時 平成29年8月14日（月） 午後1時30分
- 2 場所 奈良市二条大路南一丁目1番1号  
奈良市役所 北棟6階 第22会議室
- 3 審議案件  
法令等に基づく事務関係
  - (1) 農地法（昭和27年法律第229号）第3条、第4条及び第5条に関する許可申請及び届出について
  - (2) 生産緑地に係る農業の主たる従事者等に関する証明について
  - (3) 農地法施行規則第29条第1号に該当する転用の届出について（7月専決処分）
  - (4) 農地法第18条第6項の規定による通知の受理について（7月専決処理分）
  - (5) 水田・畑地造成形質変更届出について（7月専決処理分）
  - (6) 生産緑地法第13条の規定による生産緑地の取得のあっせんについて

- (7) 知事許可について（7月許可分）  
農政関係
    - (1) 議案第1号 農業委員会の活動及び各部門担当委員の選任について
    - (2) 議案第2号 農地利用状況調査の実施について
    - (3) 議案第3号 遊休農地解消モデル事業について
- (平成29年8月7日揭示済)

### 議 会

#### 奈良市議会告示第1号

議会議員 北 良 晃 は、本日の議会臨時会において、議会議長に当選しました。  
平成29年8月18日  
奈良市議会議長 北 良 晃  
(平成29年8月18日揭示済)

#### 奈良市議会告示第2号

議会議員 三 浦 教 次 は、本日の議会臨時会において、議会副議長に当選しました。  
平成29年8月18日  
奈良市議会議長 北 良 晃  
(平成29年8月18日揭示済)

#### 奈良市議会告示第3号

本日の議会臨時会において、次のとおり議会運営委員会の委員を選任しました。  
平成29年8月21日  
奈良市議会議長 北 良 晃

山	出	哲	史
白	川	健	太郎
山	本	憲	宥
太	田	晃	司
横	井	雄	一
宮	池		明
三	橋	和	史
柿	本	元	気
九	里	雄	二
松	岡	克	彦
森	田	一	成

(平成29年8月21日揭示済)

#### 奈良市議会告示第4号

本日、次の者が議会運営委員会の委員長及び副委員長に当選しました。  
平成29年8月21日  
奈良市議会議長 北 良 晃

委員長	森	田	一	成
副委員長	宮	池		明

(平成29年8月21日揭示済)

**奈良市議会告示第5号**

本日の議会臨時会において、次のとおり議会常任委員会の委員を選任しました。

平成29年8月21日

奈良市議会議長 北 良 晃

総務委員会

山本 憲 宥  
階戸 幸 一  
三橋 和 史  
山口 裕 司  
九里 雄 二  
森田 一 成  
中西 吉日出

観光文教委員会

道端 孝 治  
塚本 勝  
山出 哲 史  
阪本 美知子  
早田 哲 郎  
北村 拓 哉  
東久保 耕 也  
藤田 幸 代

厚生消防委員会

樋口 清二郎  
林 政 行  
白川 健太郎  
柿本 元 氣  
酒井 孝 江  
八尾 俊 宏  
田畑 日佐恵  
森岡 弘 之

市民環境委員会

山本 直 子  
宮池 明  
内藤 智 司  
植村 佳 史  
三浦 教 次  
鍵田 美智子  
井上 昌 弘  
北 良 晃

建設企業委員会

松下 幸 治  
太田 晃 司  
横井 雄 一  
大西 淳 文  
松石 聖 一  
松岡 克 彦  
土田 敏 朗  
伊藤 剛

予算決算委員会

道端 孝 治  
塚本 勝  
樋口 清二郎  
山出 哲 史  
林 政 行  
松下 幸 治  
阪本 美知子  
山本 直 子  
白川 健太郎  
山本 憲 宥  
太田 晃 司  
階戸 幸 一  
横井 雄 一  
宮池 明  
早田 哲 郎  
三橋 和 史

田畑 日佐恵  
九里 雄 二  
三浦 教 次  
松石 聖 一  
鍵田 美智子  
井上 昌 弘  
松岡 克 彦  
森田 一 成  
土田 敏 朗  
中西 吉日出  
伊藤 剛  
森岡 弘 之

大西 淳 文  
柿本 元 氣  
酒井 孝 江  
山口 裕 司  
北村 拓 哉  
八尾 俊 宏  
東久保 耕 也  
内藤 智 司  
植村 佳 史  
藤田 幸 代

(平成29年8月21日揭示済)

**奈良市議会告示第6号**

本日、次の者が議会常任委員会の委員長及び副委員長に当選しました。

平成29年8月21日

奈良市議会議長 北 良 晃

総務委員長 九 里 雄 二  
同 副委員長 三 橋 和 史  
観光文教委員長 藤 田 幸 代  
同 副委員長 道 端 孝 治  
厚生消防委員長 白 川 健 太 郎  
同 副委員長 柿 本 元 氣  
市民環境委員長 鍵 田 美 智 子  
同 副委員長 宮 池 明  
建設委員長 太 田 晃 司  
同 副委員長 大 西 淳 文  
予算決算委員長 三 浦 教 次  
同 副委員長 森 田 一 成

(平成29年8月21日揭示済)

**奈良市議会告示第7号**

本日の議会臨時会において、次のとおり広報広聴委員会の委員を選任しました。

平成29年8月21日

奈良市議会議長 北 良 晃

道 端 孝 治  
樋 口 清 二 郎  
阪 本 美 知 子  
三 橋 和 史  
酒 井 孝 江  
北 村 拓 哉  
八 尾 俊 宏  
九 里 雄 二  
鍵 田 美 智 子  
井 上 昌 弘  
伊 藤 剛

(平成29年8月21日揭示済)

**奈良市議会告示第8号**

本日、次の者が広報広聴委員会の委員長及び副委員長に

当選しました。

平成29年8月21日

奈良市議会議長 北 良 晃

委員長 道 端 孝 治

副委員長 井 上 昌 弘

(平成29年8月21日掲示済)

**奈良市議会告示第9号**

本日の議会臨時会において、次の者が山辺環境衛生組合の議会の議員に当選しました。

平成29年8月21日

奈良市議会議長 北 良 晃

山 本 憲 宥

東 久 保 耕 也

北 良 晃